

令和 4 年度事業概要

子ども家庭支援センター 教育支援課

〈令和 3 年度事業報告〉



立川市
立川市教育委員会

令和4年度事業概要

子ども家庭支援センター&教育支援課

<令和3年度事業報告>

2課の組織と職員体制（令和4年4月1日現在）	3
『第2次発達支援計画』と『第3次特別支援教育実施計画』	4
子ども家庭支援センター編	6
I. 子ども家庭支援センターの概要	
(1) 所管業務	7
(2) 子ども家庭支援センター沿革	7
(3) 事業予算	9
II. 令和3年度の活動実績	
II-1. 子育て支援啓発事業	
(1) 子育て情報の提供	10
(2) 子育て講座	10
(3) ブックスタート事業	11
(4) 子育て支援団体等との共催事業	11
(5) おしゃべり会の開催	11
(6) 多胎ピアサポート事業	12
(7) 子ども総合相談受付	12
II-2. 子ども家庭総合相談事業	
(1) 子ども家庭相談	13
(2) SKBたちかわ（Mother and Child Group）	14
(3) 子どもショートステイ事業	14
(4) 育児支援ヘルパー事業	14
(5) ファミリーフレンド事業	15
(6) 子ども支援ネットワーク	15
(7) 養育支援訪問事業	15
II-3. ファミリー・サポート・センター事業	
(1) 会員登録人数	16
(2) 依頼件数及び活動件数	16
(3) 事業説明会	16
(4) 援助会員養成講習会	17
(5) 依頼会員の新規入会人数	17
(6) 活動状況	17
(7) フォロー研修	18
(8) 会報「子育てenjoy」、「輝くenjoy」の発行	18
(9) 感謝状贈呈式	18
II-4. 総合発達相談事業	
(1) 相談事業	19
(2) 発達支援親子グループ事業	20

II - 5. 子育て／健康複合施設整備事業	
(1) 整備スケジュール	2 1
II - 6. ドリーム学園（心身障害児通園施設）	
(1) 療育の特色	2 1
(2) 一日の療育プログラムの例	2 2
(3) 季節の行事など	2 2
(4) その他	2 3
教育委員会教育部 教育支援課編	2 4
III. 教育支援課の概要	
(1) 所管業務	2 5
(2) 教育支援課沿革	2 5
(3) 事業予算	2 7
IV. 令和3年度の活動実績	
IV - 1. 教育相談	
(1) 相談の進め方（来室相談の場合）	2 8
(2) 数字で見る教育相談	3 0
(3) 小・中学校への巡回相談	3 4
(4) 研修や講演会の開催	3 7
(5) 関係機関との連携	3 8
IV - 2. 就学相談・転学相談	
(1) 相談の進め方（就学相談の場合）	3 9
(2) 数字で見る就学相談・転学相談	4 0
(3) 就学支援シート	4 2
IV - 3. 特別支援教育の推進	
(1) 立川市の特別支援学級	4 4
(2) 通級指導学級／特別支援教室の利用相談	4 6
(3) 通常の学級介助員事業	4 7
(4) 臨時指導員等の研修や専門性向上の取り組み	4 8
(5) ことばの巡回相談事業	5 0
(6) 特別支援教育連絡会の開催	5 0
IV - 4. その他の活動	
(1) 特別支援教育就学奨励費の支給	5 1
施設編（立川市子ども未来センター）	5 2
立川市子ども未来センター施設概要	5 3
◆立川市子ども未来センターの子育て支援機能	6 0
◆子ども未来センター1階 子育て支援ゾーンのご案内	6 1
子育て／健康複合施設の設計概要	6 2

2 課の組織と職員体制

(令和4年4月1日現在)

子ども家庭部 子ども家庭支援センター

		管理職	係長	係員	再任用	会計年度 任用職員
子ども 未来セン ター	子ども家庭支援センター長	1				
	子ども家庭支援センター係		1	1	1	4
	子ども家庭支援ワーカー		1			
	地域活動ワーカー			1		
	ファミサポ・アドバイザー					3
	総合相談受付				1	1
	子ども家庭相談係		1	4	1	7
	子ども家庭支援ワーカー			3		2
	虐待対策ワーカー		1	1		5
	虐待対策コーディネーター				1	
	発達支援係		1	3		7
	保健師			1		
	保育士				3	1
	発達相談員					5
	事務職					1
	子育て・健康複合施設整備担任			1		
	ドリーム学園			1	10	
保育士			1	8		2
看護師				2		
療育補助						2
小計	48名	1	5	18	2	22

教育委員会事務局 教育部 教育支援課

		管理職	係長	係員	再任用	会計年度 任用職員
子ども 未来セン ター	教育支援課長	1				
	管理係		1			1
	就学相談係		1	1		8(1)
	事務職		1	1		
	就学相談員(心理職)					4(1)
	教育支援相談員(教育職)					4
	教育相談係		1			9(2)
	事務職		1			
	教育相談員(心理職)					9(2)
小計	23名	1	3	1		18(3)
(本庁) 指導課兼務	統括指導主事	1				

()内は主任相談員で内数

『第2次発達支援計画』と『第3次特別支援教育実施計画』

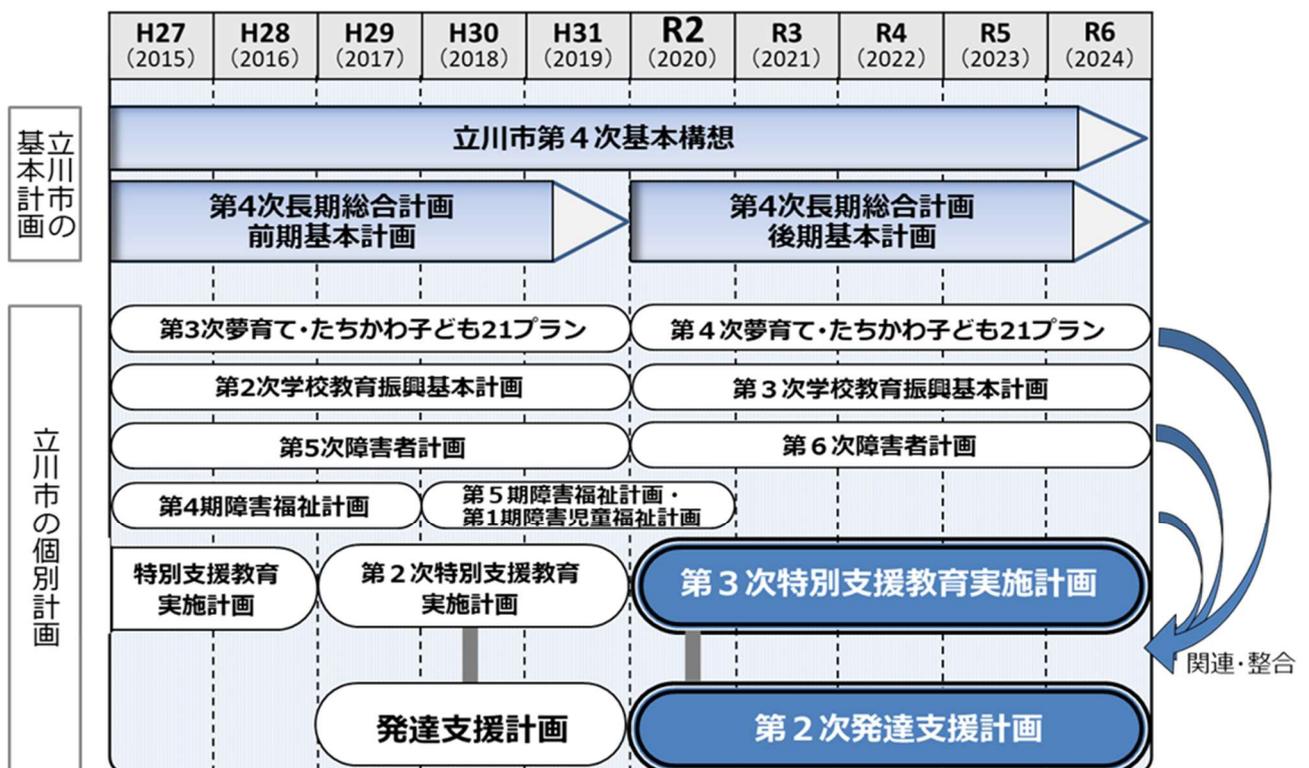
●2課連携による「途切れ・すき間のない支援体制の強化」

平成27年に、本市が策定した最上位計画である『第4次長期総合計画前期基本計画』及び子どもに関する総合計画である『第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン』では、配慮を必要とする子どもや家庭に対する支援を施策目標に掲げており、その具体的取り組みの一つとして、本市初となる『発達支援計画』（子ども家庭支援センター所管）を平成29年に策定しました。また、本市の学校教育の基本となる『第2次学校教育振興基本計画』の基本施策「一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援」のための取組を示す『特別支援教育実施計画』（教育支援課所管）の第2次計画を策定しました。本市が目指す途切れ・すき間のない相談・支援体制の強化と、より早期に支援につなげる仕組みを確立するため、この2つの計画を密接に関連する計画として位置づけました。

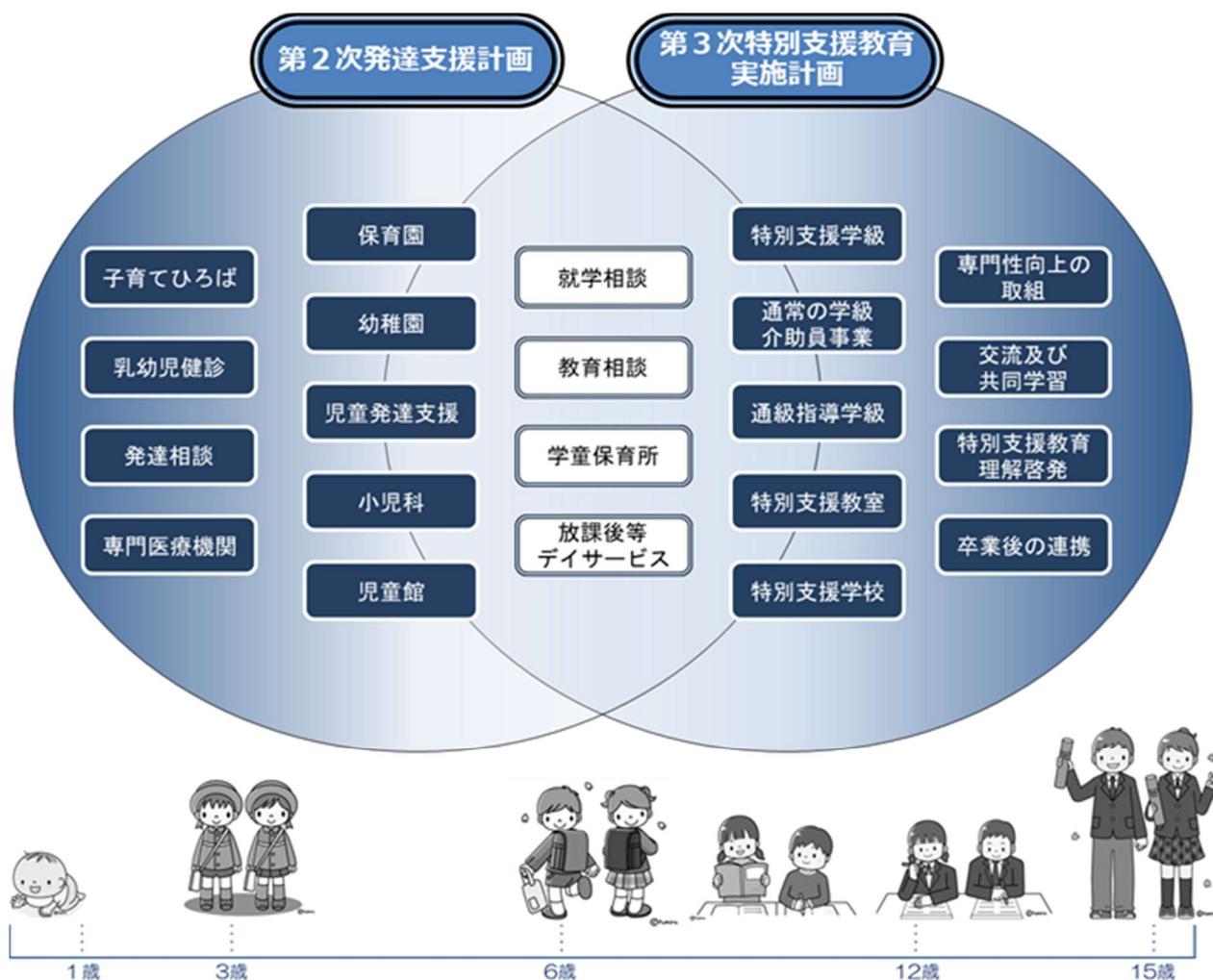
平成31年度は、これら2つの計画の次期計画を策定する年度であると同時に、本市の最上位計画である『立川市第4次長期総合計画後期基本計画』や『第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン』、『第3次学校教育振興基本計画』の策定年度と重なったことから、これまで3年だった計画期間を上位計画に合わせて5年としました。策定にあたっては、上位計画の方向性を受けつつ、2つの計画の策定検討の進捗過程について情報共有を行い、整合を図りながら検討を進め、令和2年6月に計画を策定しました。

令和2年度から、途切れ・すき間のない支援体制の強化に向けた取組を、『第2次発達支援計画』と『第3次特別支援教育実施計画』に基づき、2課連携して進めています。

計画の位置付けと計画期間



『第2次発達支援計画』と『第3次特別支援教育実施計画』の所管範囲



就学前（乳幼児期）の児童を対象とする発達支援・相談などの取組については、「第2次発達支援計画」に沿って進めます。一方、就学に向けた支援や相談、学校での配慮など、主に入学から義務教育修了までの取組については、「第3次特別支援教育実施計画」に沿って進めます。

いずれの計画も、立川市子ども未来センターや図書館等の公共施設にて閲覧ができます。また、市ホームページでもご覧いただけます。

子ども家庭支援センター編



I. 子ども家庭支援センターの概要

(1) 所管業務

子ども家庭支援センターの所管業務は、「立川市組織規則」(昭和49年4月1日規則第9号)の中で規定されています。

●子ども家庭支援センター

*子ども家庭支援センター係

- (1) 子ども家庭支援センターの文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (2) 子ども家庭支援センターの予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 子ども家庭支援センターの管理運営に関すること。
- (4) ファミリー・サポート・センターの管理運営に関すること。
- (5) 子育て支援の啓発に関すること。
- (6) 子育て及び子育て支援に係る地域のネットワークづくりに関すること。
- (7) ブックスタート事業に関すること。
- (8) 支援を必要とする子育て家庭のグループ活動に関すること。
- (9) 子ども家庭支援センター内他の係に属しないこと。

*子ども家庭相談係

- (1) 子ども家庭相談全般に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関すること。
- (3) 子ども支援ネットワークに関すること。
- (4) 子どもショートステイ事業の調整及び運営に関すること。
- (5) 育児支援ヘルパーに関すること。
- (6) 養育支援訪問事業に関すること。

*発達支援係

- (1) 発達支援が必要な乳幼児の保護者に対する助言及び指導に関すること。
- (2) 発達支援に関わる機関の職員に対する助言及び指導に関すること。
- (3) 発達支援が必要な乳幼児及び保護者を対象とした発達支援親子グループ事業に関すること。
- (4) 心身障害児通園施設に係る物品の整備、委託等に関すること。

*子育て・健康複合施設整備担任

- (1) 子育て・健康複合施設の整備に関すること。

*ドリーム学園

- (1) 心身の発達に遅れをもった児童の療育訓練に関すること。
- (2) ドリーム学園入所児童の保護者に対する相談、助言及び家族支援に関すること。
- (3) ドリーム学園の施設の管理に関すること。

(2) 子ども家庭支援センター沿革

●子ども家庭支援センター

- 平成7年度 東京都が「子ども家庭支援センター事業」を開始。
- 平成12年度 平成10年度に策定された「たちかわ子ども生き生きプラン(立川市子ども家庭支援計画)」に基づき、平成12年4月、女性総合センターアイム1階に、立川市子ども家庭支援センター“ほほえみ”を開設。

平成 16 年度	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）により、子どもと家庭の相談に対応することが市町村の義務として法律上明確にされる。
平成 17 年度	上記の改正（児童福祉法第 10 条第 4 項）を受け、立川市の子ども家庭支援センターは東京都の先駆型センターとなる。児童虐待の予防と早期発見、見守りサポート業務が付加され、これに対応する職員体制となった。
平成 18 年度	子ども家庭支援センターの係が 2 つとなり、子ども家庭支援センター係は子育て支援の啓発事業を、子ども家庭相談係（平成 17 年度までは児童相談係）は主に相談業務を担当。
平成 19 年度	施設改修工事を行い、専用相談室（2 室）を確保。さらに「ほほえみ子育てひろば」を開設。
平成 22 年度	5 月に立川市錦町 4-1-19（立川市簡易裁判所跡施設）に移転。
平成 24 年度	組織改正により、4 月より、子ども家庭支援センターは課に昇格。発達支援係を設置した。10 月より、健康推進課との共管事業として、こんにちは赤ちゃん事業を開始。12 月 25 日、総合的子育て支援拠点として子ども未来センター内に移転し、子ども総合相談受付を設置した。
平成 25 年度	こんにちは赤ちゃん事業は 3 月末をもって健康推進課単独事業となった。
平成 26 年度	6 月より、市内保育園・幼稚園に通う年中児の保護者を対象に 5 歳児相談を開始。
平成 27 年度	組織改正に伴い、4 月より、保育課で所管していたドリーム学園を子ども家庭支援センターに移管した。
平成 28 年度	立川市発達支援計画を策定。 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）において、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、市区町村子ども家庭支援拠点の整備に努めることとされた。
平成 29 年度	市区町村子ども家庭支援拠点として位置付けた。
平成 30 年度	立川病院カルテ保管庫跡地に整備した駐車場と管理棟の供用開始。
令和 2 年度	立川市第 2 次発達支援計画を策定
令和 3 年度	令和 7 年度に供用開始予定の「立川市子育て/健康複合施設（仮称）」整備のため、4 月より担当主査を設置

●ファミリー・サポート・センター 【根拠法：児童福祉法第 21 条の 9 第 1 号】

平成 6 年度	国（当時：労働省）の「仕事と育児両立支援」事業として制度化。
平成 12 年度	6 月、女性総合センター・アイム 1 階の子ども家庭支援センター内に設置。 9 月より援助活動を開始する。
平成 13 年度	労働省が厚生労働省となり、「仕事と家庭両立支援事業」となる。
平成 15 年度	国の次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）や少子化社会対策基本法（同年法律第 133 号）などが制定され、地域社会における子育て支援体制の一層の整備が求められるようになる。
平成 22 年度	5 月に立川市錦町 4-1-19（立川市簡易裁判所跡施設）に移転。
平成 24 年度	12 月 25 日、子ども未来センター内に移転。

(3) 事業予算

事業名	主な実施内容	R4 予算 (千円)	R3 予算 (千円)
子育て支援 啓発事業	乳幼児の保護者の孤立を防ぎ、子育て力の向上を目指すため、子育て応援ブック Hi チーズの発行やブックスタート事業、対象者別おしゃべり会、子育て講座の開催などを通して、子育て中の保護者に情報の提供や意識啓発を行う。	2,752	2,725
子ども家庭総合 相談事業	子育て家庭からの相談や、児童虐待通告への対応や児童虐待の未然防止・早期発見、要支援家庭の支援、虐待傾向の親のグループワーク、子ども支援ネットワークの調整等に取り組む。	3,810	3,569
子どもショート ステイ事業	保護者が入院や仕事などにより一時的に児童を養育できなくなったとき、1日3人まで、1回につき6泊まで市内の児童養護施設で児童を預かり、宿泊、食事の提供、通園・通学の送迎を行う。	12,508	10,197
ファミリー・ サポート・ センター事業	子育ての手助けをしてほしい人とお手伝いができる人が相互に登録して、保育園などの送り迎えやその前後の一時預かりなどを行い、1時間あたり700円の謝礼金を支払う。会員の登録、養成、活動のコーディネートを行う。	1,339	1,336
育児支援 ヘルパー事業	出産予定日1ヶ月前から出産後子どもが1歳(多胎児は2歳)までの妊産婦等に対し、訪問による育児・家事等の支援を行い、健やかな出産及び安定した養育を可能とするとともに、児童虐待を未然に防止する。1回2時間、乳児1人につき6回(多胎児は25回)までヘルパー派遣、1回500円の自己負担(免除制度あり)。	3,990	3,879
養育支援 訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、専門的相談支援や育児家事援助を行うことにより、適切な養育の実施を確保し、児童虐待を防止する。	504	504
総合発達 相談事業	発達に支援や配慮が必要な児童とその保護者に対して相談支援を行う。5歳児相談、巡回保育相談、発達支援親子グループ、発達相談を実施するとともに、保護者の育児不安の軽減や心理的な支援を行う。また、発達障害児等支援に係る医療機関との連携モデル事業を実施する。	10,690	10,469
立川病院カルテ 保管庫跡地暫定 利用事業	平成29年度に整備した駐車場とその管理棟を活用して、子ども未来センターにおける各種相談(発達相談、就学相談、教育相談)の来場者等への利便性の向上を図る。	4,893	5,083
ひとり親家庭等 見守り支援事業	ひとり親家庭のうち子どもが保育園や幼稚園の利用がないなど、孤立傾向にある家庭の見守りを行う。該当する家庭について住民基本台帳をもとに抽出し、関係課による絞込みを行い、関係課職員によって家庭訪問を行う。	31	31
子育て・健康複 合施設整備事業	立川市前期施設整備計画に基づき、途切れのない安心した子育てを支える拠点、健康な生活を維持増進していく基幹施設として複合施設を整備する。	50,930	30,000
心身障害児 通園施設 管理運営(※)	ドリーム学園で心身の発達に支援や配慮が必要な2歳から就学前の子ども(定員25人)を対象に総合的な療育を行うほか、保護者同士が集う場を設定し学習会や情報交換の場を提供する。また、幼稚園や保育園に通う子どものうち、療育的な支援が必要な子どもへの並行通園を行う。	36,096	37,310
子ども家庭支援センター予算		127,543	105,103
立川市児童福祉費予算(※印は除く)		14,117,457	13,968,134

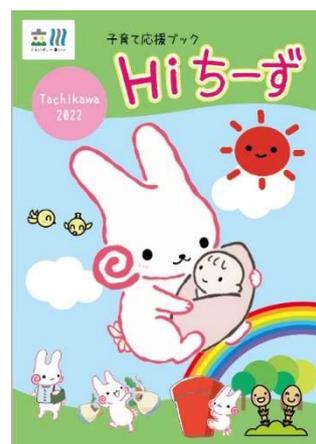
Ⅱ. 令和3年度の活動実績

Ⅱ-1. 子育て支援啓発事業

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近に育児を見聞きする経験が少なく出産する保護者の多くは、昔なら親族や地域の子育て経験者に頼ることで解決できた「日常生活での子育てに関するしつけや常識」について悩み、子育てに負担感を感じます。インターネットには多様な情報があふれ、何を頼りに育児をしていいのか……。そんな子育ての負担感と孤立感を軽減するため、子育ての相談に応じ、地域の子育て支援情報の提供や保護者同士の交流を促進する取り組みを行っています。

(1) 子育て情報の提供

- ①『子育て応援ブック ^{はい}Hi ちーず』の発行
令和4年2月 13,000部 (A4判・84頁)
- ②子ども家庭支援センター・パンフレット
3,000部 (A4判・三つ折)
- ③子育て情報紙『ほほえみ』
12,000部 (年3回/指定管理者による発行。)
- ④子育て支援情報局「いれたち・ねっと」の運営支援



(2) 子育て講座

『完璧な親なんていない！ノーバディーズ・パーフェクト』

「ノーバディーズ・パーフェクト (NP)」とは、カナダ生まれの親支援プログラムです。1歳から3歳の子どもを子育て中の母親同士がグループになり、子育ての悩みや関心のあつことを話し合いながら、自分に合った子育ての仕方を学びました。

開催時期	講師	延べ参加人数	会場
R4. 1/17~2/21 (全6回)	市職員	52人	子ども未来センター

『ペアレントプログラム』

「ペアレントプログラム」とは、行動療法の一つである「ペアレントトレーニング」と、厚生労働省推進の「ペアレント・プログラム」をもとに生まれたプログラムです。子どもの行動への見方を変えることで、家族とより良いコミュニケーションがとれるようロールプレイなどを通して学びました。

開催時期	講師	延べ参加人数	会場
R3. 9/16~12/23 (全7回)	キラリっ子ファミリー カフェ 代表 中村ひとみ 氏	41人 (実定員8人)	砂川学習館

(3) ブックスタート事業

「ブックスタート」は、赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい時間と心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動です。3～4か月児健康診査の会場で、市民ボランティアの方が絵本セットをお渡しするとともに、絵本の読み聞かせと、市の子育て支援情報をお伝えしています。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度
実施回数	24 回	24 回	22 回	10 回	32 回
健診予定者数	1,448 人	1,503 人	1,334 人	1,322 人	1,224 人
配布数	1,430 人	1,450 人	1,271 人	1,228 人	1,186 人

(4) 子育て支援団体等との共催事業

*参加人数の()内は子どもの人数

実施日	事業名	共催者	参加人数	会場
R3.5/26 (水)	赤ちゃんと一緒にレッツ、フラ!	子育て・いれかわり たちかわり実行委員 会	12 (4)	子ども未来 センター
R3.6/13 (日)	1分1秒を争う赤ちゃん・子どもの 緊急事態の手当て		63 (14)	子ども未来 センター
R4.1/23 (日)	いれたち交流会「わ!わ!わ! たちかわ」		25 (2)	ZOOM 開催
R4.3/16 (水)	保育園座談会「保活ってなに?」		26 (6)	子ども未来 センター

(5) おしゃべり会の開催

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	
多胎児 (毎月第1火曜日)	12 回 130 人	12 回 128 人	11 回 108 人	7 回 45 人	11 回 61 人	H24.8～
たんぽぽ(発達) (毎月第3火曜日)	12 回 105 人	12 回 109 人	11 回 127 人	8 回 91 人	12 回 149 人	
ひとり親 (毎月第3土曜日)	12 回 219 人	12 回 202 人	11 回 197 人	9 回 104 人	12 回 176 人	H25.5～

◆啓発講座の開催

実施日	講座名	関連 おしゃべり会	参加人数
R3.6/23 (水)	-先輩お母さんに聞くおしゃべり会- 発達に不安を抱える子どもたちの小 学校入学と入学後の放課後活動等 について	たんぽぽ (発達)	8 人

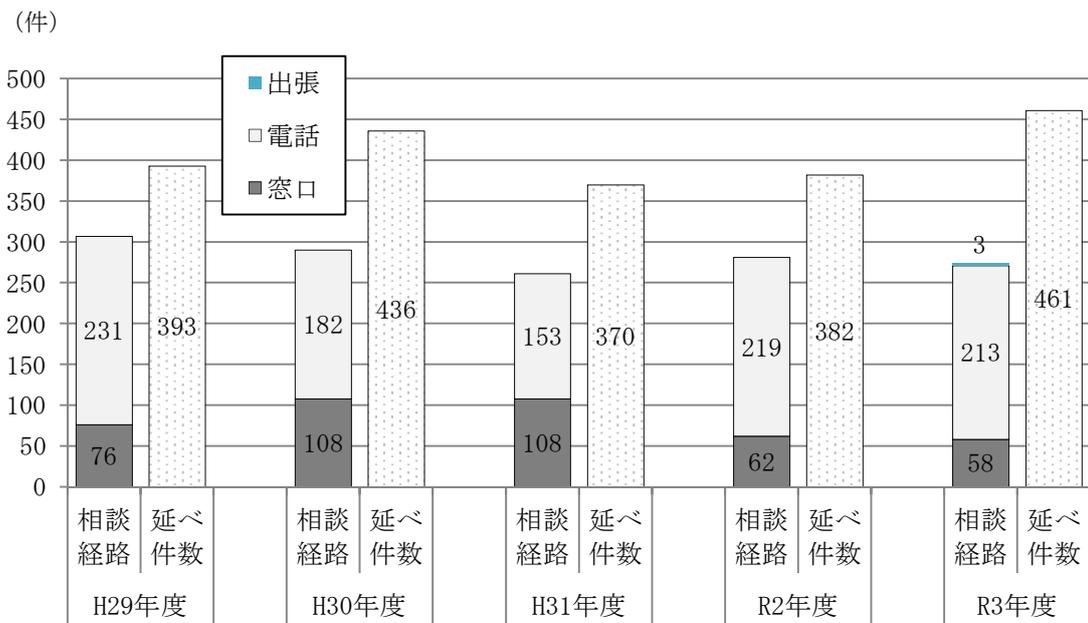
(6) 多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者とのオンライン等での交流、多胎ピアサポーター養成講座を開催しています。

開催時期	講座名	講師	参加人数
R3. 10/27 (水)	多胎ピアサポーター養成講座	・ 関東多胎ネット理事 太田ひろみ氏 ・ SwingRing～ふたご応援プロジェクト～	11人

(7) 子ども総合相談受付

子ども自身からの相談を受けるとともに、保護者の方が、子どものことで、どこに相談してよいかわからない場合にお問い合わせいただく窓口です。専門の担当者が電話か窓口等にてご相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うほか、必要な場合には、発達相談や教育相談などの専門の相談窓口につながります。

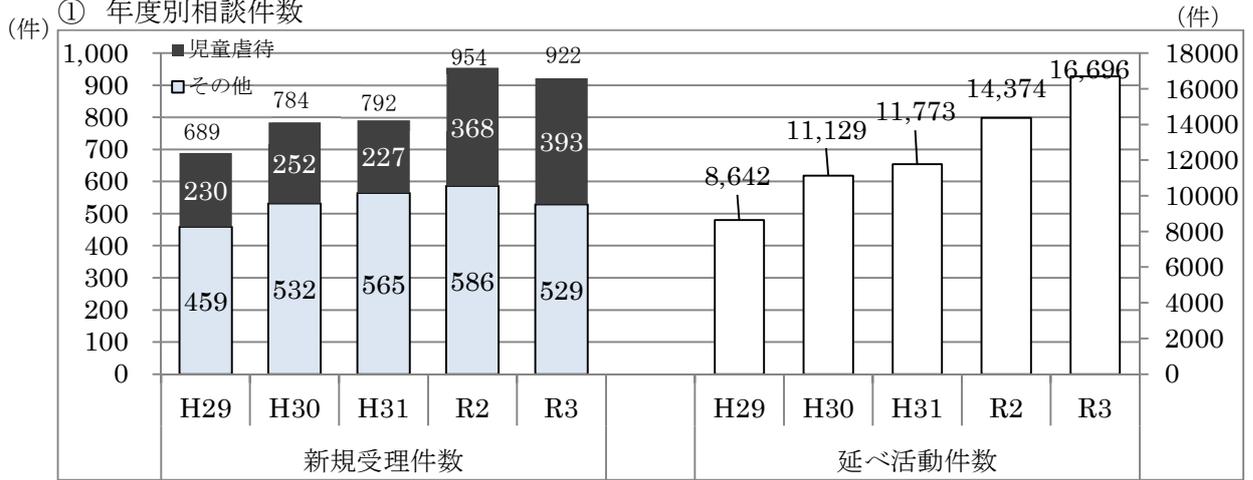


Ⅱ-2. 子ども家庭総合相談事業

子どものことや家庭での悩みについて、専門の職員が電話や窓口での相談のほか、必要に応じて家庭を訪問して対応しています。また、関係機関や市民からの児童虐待通告があった場合には、子どもの安全を第一に考えて現認を行うとともに、保護者への助言や子育てに対する悩みに寄り添い、必要な支援につなげます。

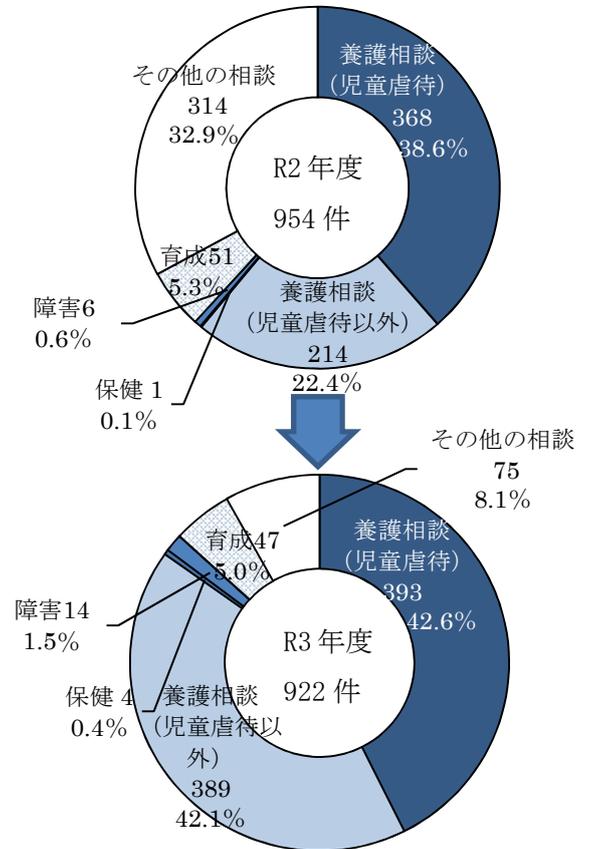
(1) 子ども家庭相談

① 年度別相談件数



② 相談内容

区 分		新規受理件数
養護相談	児童虐待相談	393
	その他の相談	389
保健相談		4
障害相談	肢体不自由相談	14
	視聴覚相談	
	言語発達障害等相談	
	重症心身障害者相談	
	知的障害相談	
	発達障害相談	
非行相談	ぐ犯行為等相談	0
	触法行為等相談	
育成相談	性格行動相談	47
	不登校相談	
	適性相談	
	育児・しつけ相談	
その他の相談		75
合 計		922



(2) SKBたちかわ (Mother and Child Group)

「子育てがうまくいかない」「言うことを聞かない子どもにイライラ」など、叱り過ぎている事が気になっているママの集まりです。誰にも話せない悩みやイライラを仲間と語り合う事で、孤立感や不安の軽減に繋がります。声かけや助言を行う臨床心理士が同席します。

開催日	講師	参加人数	保育数	会場
毎月平日1回と土曜日1回 (いずれも8月を除く)	小野 良子氏 (臨床心理士)	平日 23	3	女性総合センターAIM
		土曜日 15	11	子ども家庭支援センター

(3) 子どもショートステイ事業

保護者の方が病気、出産、入院などで子どもの養育ができない時、市内の児童養護施設でお子さんを短期間お預かりしています。入所中は、食事や身の回りのこと、通園・通学のお世話をします。

- ・対象年齢：2歳以上12歳以下
- ・利用期間：1泊から6泊まで。
- ・費用：1日1,200円の利用料及び食費などの実費がかかります。(免除制度あり)

区分	H29年度		H30年度		H31年度		R2年度		R3年度	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
疾病	3	13	3	15	10	41	6	13	10	27
育児疲れ	32	89	20	50	74	199	121	326	135	327
出産	2	9	6	25	3	19	1	8	8	38
仕事	23	47	7	10	43	93	48	100	64	126
その他事由	4	12	7	40	1	3	13	31	8	22
合計	64	170	43	140	131	355	189	478	225	540

(4) 育児支援ヘルパー事業

市内在住の妊産婦等を対象にヘルパーを派遣し、育児・家事・相談・助言を行う制度です。

- ・対象者：出産予定日1か月前から出産後1年以内の妊産婦等(多胎の場合は2年以内)
- ・派遣回数：乳児1人につき6回まで、多胎児は年25回まで(1回あたり2時間以内)
- ・費用：1回500円(免除制度あり)
- ・援助内容：日常的な育児、家事、買い物、沐浴や授乳の補助等

	利用人数	利用回数	フォロー件数
H29年度	90	221	13
H30年度	133	297	21
H31年度	112	257	10
R2年度	78	188	7
R3年度	129	432	5

(5) ファミリーフレンド事業

ファミリーフレンド（傾聴ボランティア）が無償で家庭を訪問し、子育て中のちょっとした相談を聞いたり応じたりしています。

- 対象者：0歳から18歳までの子どもがいる家庭、妊婦のいる家庭。
- 訪問回数：基本は6回以内。
- 事業協力：市民型ソーシャルワーカーほっとほっとたちかわ

	利用件数	訪問回数
H29年度	8	13
H30年度	2	7
H31年度	3	4
R2年度	2	6
R3年度	3	7

※H20年2月にパートナーシップ協定を締結。

(6) 子ども支援ネットワーク（立川市要保護児童対策地域協議会）

- ①設置：平成18年8月1日
- ②活動状況（実施回数）

	代表者会議	実務者会議	ブロック会議	ケース会議
H29年度	1	6	39	71
H30年度	1	6	40	64
H31年度	1	5	34	99
R2年度	1	6	28	90
R3年度	1	6	29	96

(7) 養育支援訪問事業

①訪問件数

	実世帯数	訪問回数
H29年度	41	112
H30年度	53	183
H31年度	80	257
R2年度	106	935
R3年度	80	1205

②育児・家事援助利用状況

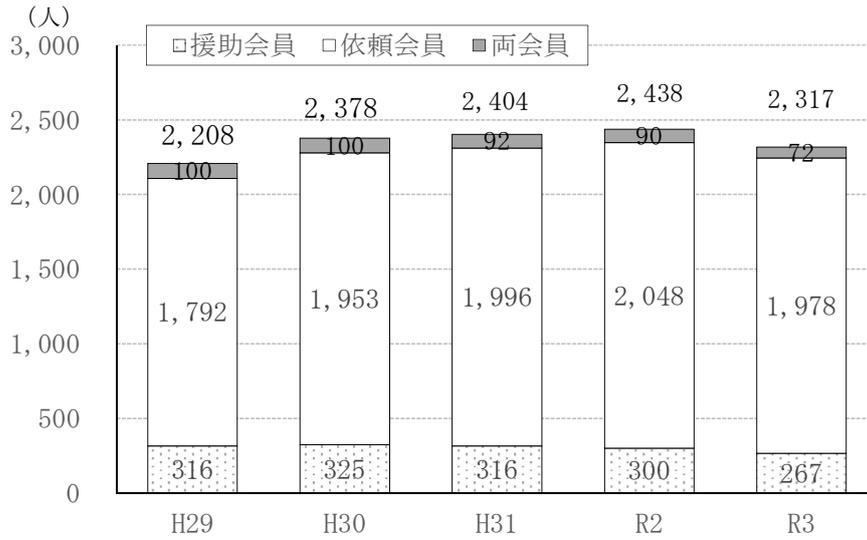
	利用家庭数	派遣日数
H29年度	4	74
H30年度	6	77
H31年度	5	109
R2年度	10	103
R3年度	6	39

※R2年度より新型コロナウイルス感染症拡大の為、自宅訪問件数と電話面談の合計となっています。

Ⅱ-3. ファミリー・サポート・センター事業

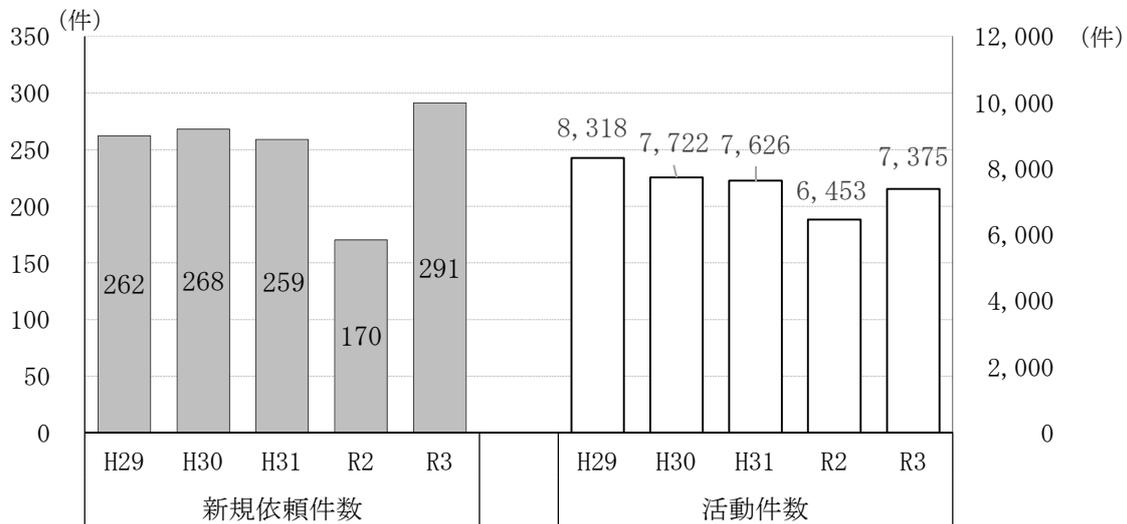
子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての手助けができる人（援助会員）による子育てを支え合うための市民の会員組織です。近所に頼れる身内がないご家庭も少なくない昨今、公的な保育サービスでは対応できないことも地域の市民による手助けにより、育児の負担が軽くなります。事前登録制・1時間700円より。

(1) 会員登録人数



* 入会后、5年以内に会員登録の更新手続きを行っている。

(2) 依頼件数及び活動件数



(3) 事業説明会（年2回開催）

回	日程	参加人数	内容
①	R3. 6/9 (水)	10	事業説明（センターの仕組みや活動の様子など）
②	R3. 12/8 (水)	18	
	計	28	

(4) 援助会員養成講習会 (年2期開催)

期	日 程	参加人数	修了人数	保育数
①	R3. 6/15～25 (全4回)	10	8	0
②	R4. 1/18～28 (全4回)	15	9	0
合 計		25	17	0

(5) 依頼会員の新規入会人数

入会方法	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
通常窓口	248	278	241	169	215
出張入会説明会	30	27	26	14	24
郵送	11	18	11	25	22
合 計	289	323	278	208	261

* 出張入会説明会は、女性総合センターアイムとひまわり子育てひろば、西砂学習館で実施している。
(R2年度以降は女性総合センターで実施せず)

(6) 活動状況 (回)

1. 総活動回数		7,375
活動回数内訳	① 保育園、幼稚園登園前の預かりと送り	186
	② 保育園、幼稚園の送り	733
	③ 保育園、幼稚園の迎え	674
	④ 保育園、幼稚園の迎えと帰宅後の援助	547
	⑤ 保育園、幼稚園終了後の援助	140
	⑥ 保育園、幼稚園が休みの時の援助(預・送)	492
	⑦ 学童の朝の預かりと送り	65
	⑧ 学童の送り	118
	⑨ 学童の迎え	115
	⑩ 学童の迎えと帰宅後の援助	216
	⑪ 学童終了後の援助	89
	⑫ 学童が休みの時の援助	166
	⑬ 子どもの病気回復期の援助	18
	⑭ 子どもの習い事の援助	1,086
	⑮ 保護者の就労間の援助	146
	⑯ 保護者の外出間の援助	585
	⑰ 保護者の求職活動中の援助	1
	⑱ 保護者が冠婚葬祭の外出や他の子の行事間の援助	9
	⑲ 障害を持つ児童への援助	1,795
	⑳ その他の援助	194
2. 依頼会員のキャンセル回数 (当日キャンセル分)		167
3. ファミリー・サポート・センターからのお断り回数		0

(7) フォロー研修

実施日	内容	講師	参加人数	会場
R3. 9/15 (水)	乳幼児の1分1秒を争う緊急事態の手当て	NPO 法人シーボウル海の教室 中村智子氏	3	子ども未来センター

(8) 会報「子育て enjoy」、「輝く enjoy」の発行

① 子育て enjoy : 全会員向け会報

	発行部数	内容
VOL. 42 (R3. 8月発行)	3,000部	入会登録手続き案内等
VOL. 43 (R4. 2月発行)	2,800部	立川市ファミリー・サポート・センター感謝状贈呈式等

② 輝く enjoy : 援助会員向け会報

	発行部数	内容
VOL. 6 (R3. 8月発行)	350部	フォロー研修及び茶話会の案内等
VOL. 7 (R4. 2月発行)	350部	養成講習会の案内等

(9) 感謝状贈呈式

実施日	内容	表彰者	会場
R3. 12/1 (水)	援助会員として功績があった方及び他の援助会員の模範となる方を表彰	5名	市長室

Ⅱ-4. 総合発達相談事業

子どもの発達に悩みや不安をお持ちの保護者の方や、発達に支援や配慮が必要な子どもをお持ちの保護者の方を対象に、臨床発達心理士など専門の職員がご相談に対応するとともに、小集団での発達支援親子グループ活動を行っています。また、幼稚園や保育園対象に巡回保育相談を行うとともに、幼稚園や保育園に通う年中児（5歳児）を対象に利用している園で相談をお受けする5歳児相談を行っています。

平成30年度から児童発達支援事業所交流会を開催して、情報交換や課題の共有を行い、事業所との連携に取り組んでいます。

(1) 相談事業

図1：発達相談受付件数の推移

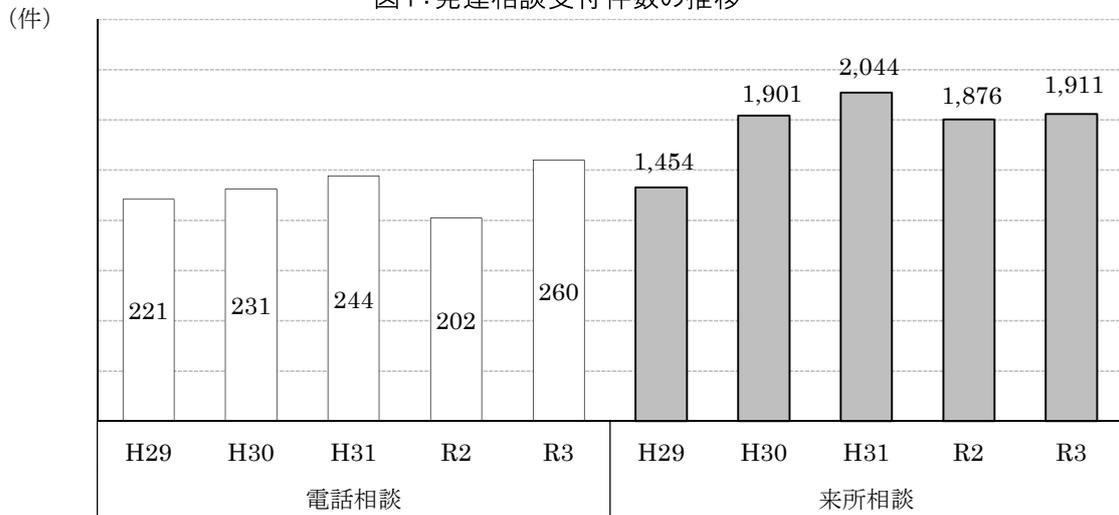
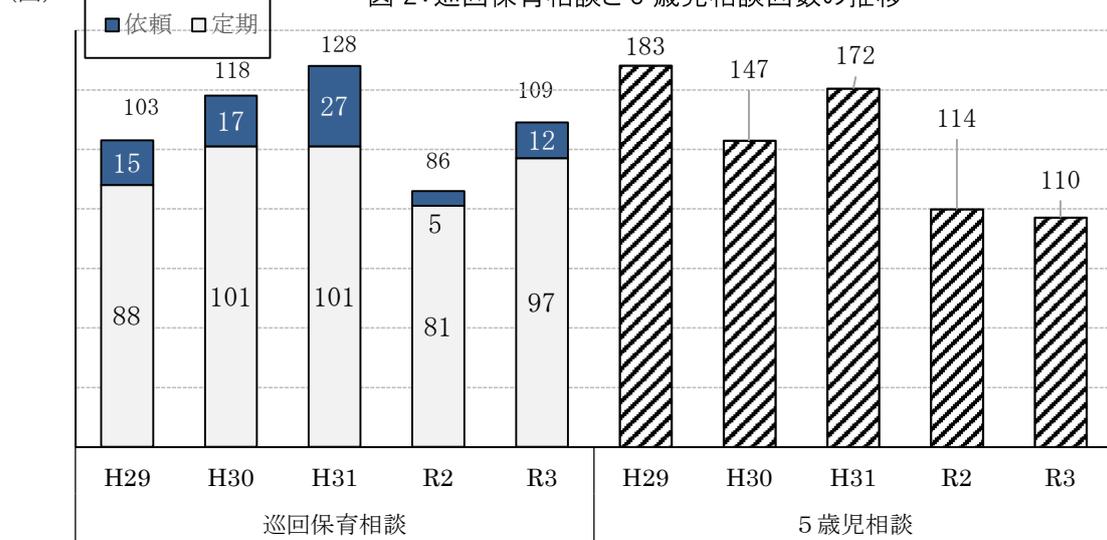


図2：巡回保育相談と5歳児相談回数の推移

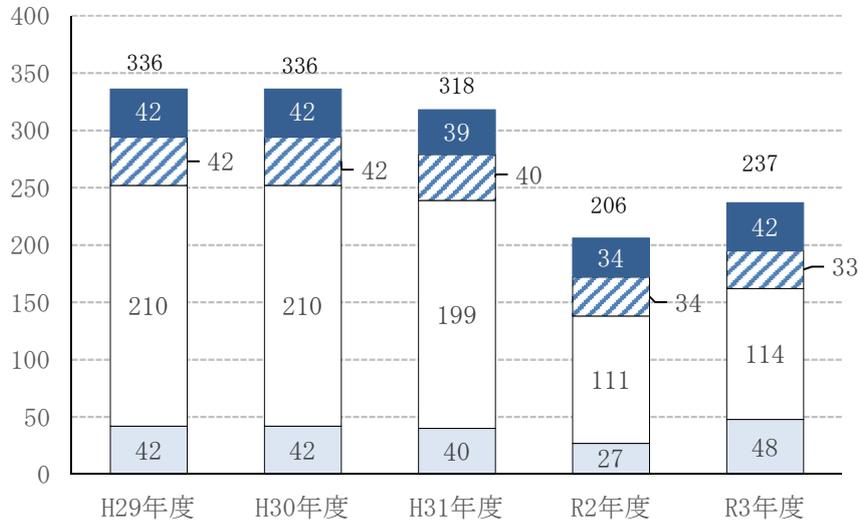


巡回保育相談は市内保育園・幼稚園に年2回、認証保育所等は依頼に応じ随時実施し、5歳児相談も同様に各園年2回実施しています(保護者希望制)。

(2) 発達支援親子グループ事業

(回)

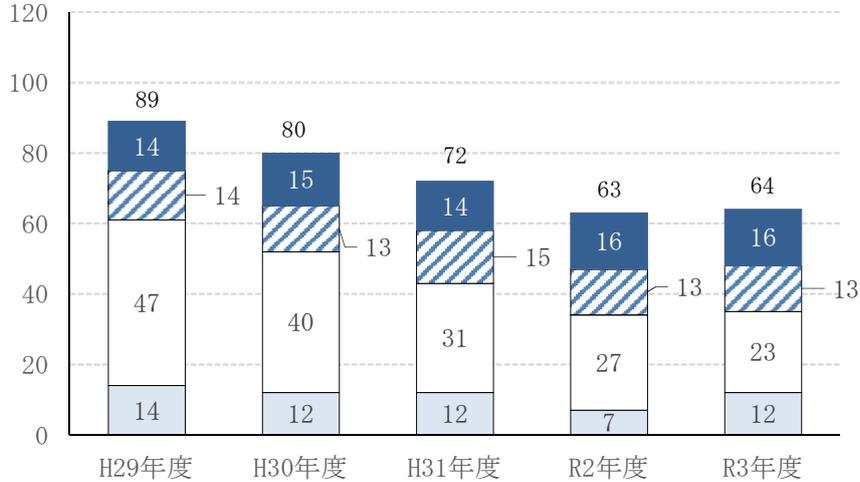
図 3:開催回数の推移



下から □うさぎ(1・2歳) □こぐま(2・3歳) ■ぱんだ(年中) ■いるか(年長)

(人)

図 4:在籍児童数の推移



下から □うさぎ(1・2歳) □こぐま(2・3歳) ■ぱんだ(年中) ■いるか(年長)

発達段階に応じたプログラムに保護者が子どもと参加する中で、子どもの成長・発達を支援しています。その中でも年長グループは、就学支援親子グループとして、学習態勢の形成を促すことを目的としています。

Ⅱ-5. 子育て／健康複合施設整備事業

健康会館、ドリーム学園、子ども家庭支援センター、教育支援課の機能、及び子育て推進課の一部機能を有する複合施設を子ども未来センター東隣に整備します。

(1) 整備スケジュール

令和3年5月 設計事業者の決定（株式会社K構造研究所が設計を受託）
6月 基本計画の作成開始
令和4年1月 基本計画の策定、基本設計・実施設計の作成開始

<今後の予定>

令和4年10月 基本設計・実施設計の完了
令和5年7月 建築工事開始
令和7年3月 建築工事終了

令和3年度は、基本計画を策定し、基本設計・実施設計の作成を開始しました。
基本計画の概要は、施設編に記載しています。

Ⅱ-6. ドリーム学園（心身障害児通園施設）

昭和46年に設立されたドリーム学園は、心身の発達に支援や配慮を必要とする2歳～就学前の市内在住のお子さんを対象に療育を行う児童発達支援事業所です。

毎日、通うことで集団の中での成功体験を積みながら、生活リズムや生活習慣、活動に対する意欲や社会性を身に付けていきます。（定員25人。送迎バスあり）

また、園外療育や家族行事も行っています。



(1) 療育の特色

- 生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につけます。
- 集団の場での療育を通して人との関わりを深め、情緒の安定や社会性の基礎を培います。
- 運動遊びや戸外での活動を取り入れ、丈夫な身体づくりや運動機能の発達を促します。
- いろいろな課題を通して興味の幅を広げ、学習に対する基礎を養います。
- 親子や家族参加のプログラム、勉強会等を通し、子どもの発達に対して理解を深めていきます。

(2) 一日の療育プログラムの例

10:00	登園	送迎バス降車
	自由あそび	職員やお友達との関わり遊びを通じて関わる力を育てます
10:30	体操	リズムに合わせて体を動かす楽しさを経験する中で運動能力や皆と一緒に活動する力を高めていきます。
11:00	集会	手あそび等を通して興味の幅を広げ模倣力を育てていきます。着席行動などのルールも学びます。
	課題学習	手先を使う課題を中心に、集中して取り組む経験や達成感を積み重ね、学習の土台をつくります。
11:40	戸外あそび	歩行や遊びにより、行動のリズムや持続力、丈夫な体をつくります。
12:30	昼食	お子さんの状態に応じた食事指導を行います。 (弁当持参・月4回給食有)
13:15	自由あそび	おもちゃを使った遊びを中心に、お子さんの遊びへの興味を広げていきます。
14:00	降園	送迎バス乗車

(3) 季節の行事など

○ 年間行事

4月	入園式	10月	園外療育・父親療育参加
5月	園外療育		
6月	父親療育参加		
7月	長時間療育	11月	親子園外療育
8月	卒園児通園・きょうだいプログラム	12月	園外療育・夢まつり
9月	運動会・長時間療育	2月	父親療育参加・園外療育
		3月	卒園式

○ 年間行事

お母さん登園日（学習会、療育参加等）・保護者会
 父の会主催お楽しみ会（納涼祭・父子キャンプ・餅つき・遊びの会）・勉強会
 専門相談面談、園医等による親子面談及び健診

※下線（ ）年中行事は新型コロナウイルス感染症の影響により R3 年度中止

○ 令和3年度指導訓練状況

指導数	月別												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
実施日数	16	18	22	20	12	20	21	20	18	17	14	15	213
在籍児数	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24	294

○ 卒園児等の状況

施設名	特別支援学校	小学校		その他	計
		特別支援学級	通常の学級		
人数	4	5	1	0	10

(4) その他

- ドリーム学園の発達支援のスキルや専門性をいかし、在園児以外の児童に対する取り組みを行っています。

①並行通園（たけのこグループ）…実施 20 回（水曜日）／延べ 104 名（1 グループ）参加

療育の必要な保育園、幼稚園在園の年中児・年長児、計 8 名に対するグループ活動の療育。

②卒園児通園…新型コロナウイルス感染症の影響により R3 年度中止
卒園 1 年目の児童を対象とする療育。

③きょうだいプログラム…新型コロナウイルス感染症の影響により R3 年度中止
ドリーム学園に在園及び卒園した児童の小学校 1 年生以上のきょうだいが対象。
きょうだい同士の交流や楽しい時間の共有の機会をつくる。

④保護者等対象事業

▶ 父親療育参加…新型コロナウイルス感染症の影響により縮小開催

父親同士の親睦を深め、子どもの理解や、療育の理解につなげる。

▶ お母さん先生…新型コロナウイルス感染症の影響により縮小開催

療育参加を通し、園での子どもの様子や取り組みを知り、就学後へつなげる。

▶ 夢まつり…テーマ『模倣の力を育てよう』

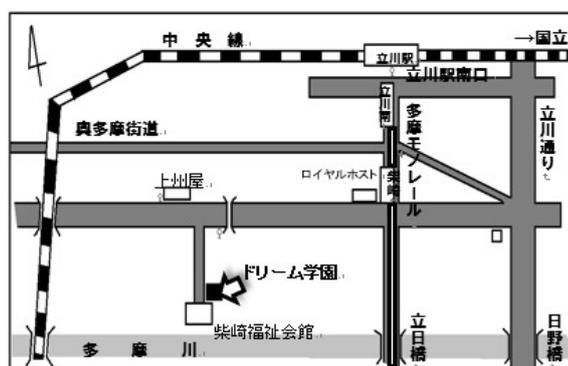
公開講座：12 月 11 日（日）／参加者 在園児保護者 19 名 支援者 32 名

※2 回開催（園児保護者対象・支援者対象）

展示：園の取組みの様子を紹介・保護者による作品展示・職員によるテーマ展示

12 月 11 日（土）～12 月 15 日（水）

⑤関係機関からの見学等の受け入れ



教育委員会教育部 教育支援課編



Ⅲ. 教育支援課の概要

(1) 所管業務

教育委員会の所管業務は、「立川市教育委員会処務規則」(昭和43年10月1日教育委員会規則第2号)の中で規定されています。

●教育支援課(平成27年4月1日に特別支援教育課より名称変更)

*管理係(平成27年4月1日に特別支援係より名称変更)

- (1) 課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (2) 課の予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。
- (4) 特別支援学級に配置する臨時指導員等の任用及び管理に関すること。
- (5) 特別支援学級の教材及び教具の整備に関すること。
- (6) 関係団体との連携会議の運営に関すること。
- (7) 特別支援学級等設置校長会に関すること。
- (8) 特別支援教育に係る補助金の交付に関すること。
- (9) 課内他の係に属しないこと。

*就学相談係(令和2年4月1日に相談係より組織変更)

- (1) 特別支援学級(固定制)の設置、廃止及び学級編制に関すること。
- (2) 特別支援学級(固定制)の通学区域に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る児童及び生徒の就学、転学等の相談に関すること。
- (4) 障害のある児童及び生徒の支援等の検討に関すること。
- (5) 通常の学級に配置する介助員等に関すること。
- (6) 医療的ケアを要する児童及び生徒に対応する看護師の配置等に関すること。
- (7) 特別支援学級(固定制)の宿泊行事等に対応する看護師の配置等に関すること。
- (8) 副籍事業の地域指定校の手続に関すること。
- (9) 特別支援教育の理解及び啓発に関すること。

*教育相談係(令和2年4月1日に相談係より組織変更)

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 市立小学校及び中学校への巡回相談に関すること。
- (3) 特別支援学級(通級制)及び特別支援教室の設置、廃止及び学級編制に関すること。
- (4) 特別支援学級(通級制)の通学区域に関すること。
- (5) 特別支援学級(通級制)及び特別支援教室に係る児童及び生徒の入退級等に関すること。
- (6) 特別支援教育の理解啓発に関すること。

(2) 教育支援課沿革

平成21年12月

『第1次夢育て・たちかわ子ども21プラン』(平成17年策定)の重要取組事業として発足した「立川市途切れのない発達支援検討ワーキンググループ」による最終報告書がまとまる。

平成22年5月

立川市役所の泉町移転と同時に、『立川市旧庁舎周辺地域グランドデザイン』を公表。跡施設は、乳幼児期から学齢期までの途切れのない発達支援(下記1~6の事業)を実現する、子ども総合相談の拠点として利活用する方針を固め、準備検討に入る。

1. 子どもと家庭の総合相談窓口である子ども家庭支援センター（ファミリー・サポート・センターを含む）
2. ドリーム学園（心身障害児通所訓練事業）の発達相談事業及び外来母子通園事業
3. 教育委員会指導課所管の教育相談事業
4. 教育委員会学務課所管の就学相談事業、就学奨励費事業
5. 民間活力導入による乳幼児の一時預かり事業
6. 子育てひろば事業と子育て支援啓発事業

平成 24 年 4 月	上記事業 3 と 4 を統合し、特別支援教育関連の処務を取り扱う「特別支援教育課」を、教育委員会事務局に新設。 第三中学校内に、中学校では 3 か所目となる情緒障害等通級指導学級「羽衣学級」を開設。
平成 24 年 12 月	12 月 25 日、旧庁舎跡施設を改修した『子ども未来センター』がオープン。子ども総合相談窓口を含む行政機能がスタート。
平成 25 年 3 月	子ども未来センターグランドオープン。周辺地域のにぎわい創出を目的とする「まんがぱーく」を含むすべての機能がスタート。
平成 25 年 4 月	「特別支援教育実施計画（仮称）」策定検討等による業務増加に対応するため、東京都より特別支援教育を専門とする統括指導主事の派遣を受ける。さらに、課内に「特別支援係」を新設するとともに、教育相談係の名称を「相談係」に改称。
平成 25 年 5 月	適応指導教室「たまがわ」を、旧多摩川小学校 2 階から錦学習館 2 階（旧教育相談室スペース）へ移転。
平成 26 年 3 月	「立川市特別支援教育実施計画」を策定。
平成 26 年 4 月	適応指導教室事業とハートフルフレンド事業を指導課に移管。それに伴い、生活指導相談員を指導課に異動させ、小学生対象と中学生対象の適応指導教室にそれぞれ配置した。 第八小学校内に、小学校では 4 か所目となる情緒障害等通級指導学級「つばさ学級」を開設。
平成 26 年 7 月	市立小・中学校の巡回相談にあたる専任相談員を 2 名配置。
平成 26 年 8 月	特別支援教育連絡会を設置。
平成 27 年 4 月	課名を「教育支援課」に、特別支援係を「管理係」と名称変更。 肢体不自由等の児童・生徒の指導・支援に対する学校への助言や、知的障害学級の指導・支援に対する助言等を行う、教育支援相談員を配置。巡回相談員を 3 名に増員。
平成 27 年 10 月	特別支援教室モデル事業を市内小学校 8 校で開始。
平成 27 年 11 月	子ども未来センターで言語聴覚士によることばの相談事業を開始。
平成 28 年 4 月	小学校特別支援教室の愛称を「キラリ」と決定し、8 校で導入。 巡回相談員を 4 名に増員。就学相談の心理職を 3 名に増員。
平成 28 年 7 月	言語聴覚士の学校訪問による相談事業を小学校にて試行開始。
平成 29 年 3 月	「立川市第 2 次特別支援教育実施計画」を策定。 統合及び新学校の建設が決定している、けやき台小学校の「きこえとことばの教室」を、第八小学校の大規模改修においてリニューアル設置。30 年 3 月に移転することとした。 児童が過密している第九小学校くわのみ学級の校区を分割し、新たに松中小学校に特別支援学級を増設する方針を決定。

平成 29 年 4 月	特別支援教室キラリをさらに 8 校に導入し、計 16 校で実施。教育支援相談員を 2 名に、就学相談の心理職を 4 名に増員。特別支援教育支援員を、「学校支援員」と改称し、指導課に一本化。同時に、通常の学級で移動支援を必要とする児童生徒の見守りを行ってきた特別支援教育支援員を「学校介助員」と改称した。
平成 30 年 4 月	特別支援教室キラリを全小学校（うち拠点校は 7 校）に拡大。松中小学校に知的障害特別支援学級「まつのみ学級」を開級。けやき台小学校の閉校に伴い、「きこえとことばの教室」を第八小学校に移設。
平成 31 年 4 月	中学校特別支援教室の愛称を「プラス」と決定し、2 校で導入。巡回相談を学校要請型に見直し巡回相談員を教育相談員として組替。教育相談員が 9 名体制に。教育支援相談員を 4 名に増員。
令和 2 年 4 月	特別支援教室プラスをさらに 5 校に導入し、計 7 校で実施。相談係を「就学相談係」「教育相談係」に組織変更。
令和 2 年 6 月	「立川市第 3 次特別支援教育実施計画」を策定。
令和 3 年 4 月	市内初となる自閉症・情緒障害特別支援学級「さくら学級」を第二小学校に新設。特別支援教室プラスを全中学校（うち拠点校は 4 校）に拡大。
令和 4 年 4 月	特別支援教室プラス巡回グループを再編し、拠点校 3 校に見直し。

(3) 事業予算（当初予算）

事業名	主な実施内容	R 4 予算 (千円)	R 3 予算 (千円)
教育相談	教育上の保護者の不安や心配事、子ども自身の悩みに相談員（心理職）が対応し、面談・電話等により主訴の改善を図る。	511	511
特別支援教育の推進	学校のニーズや児童・生徒の実態等に合わせ、特別支援学級や通常の学級に介助員や看護師を配置するほか、特別支援教育の推進と理解啓発を目的として、講演会や研修を開催する。	101,718	93,111
就学相談	専門家の意見や保護者・本人の意向等を参考に、総合的かつ教育的な見地から、児童・生徒の可能性や能力を伸ばさせる学習環境を提案する。	1,234	1,157
小学校特別支援教育振興	特別支援学級（知的 7 校・情緒 1 校）、通級指導学級（難聴・言語 1 校、言語 1 校）、特別支援教室キラリ（19 校）を設置。児童一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行う。	8,562	8,667
小学校就学奨励	特別支援学級に在籍する児童等の世帯等に、宿泊学習や通学、学用品、給食等に係る必要経費を補助する。	15,047	12,458
中学校特別支援教育振興	特別支援学級（知的 3 校）、特別支援教室プラス（9 校）を設置。生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行う。	4,996	5,007
中学校就学奨励	特別支援学級に在籍する生徒等の世帯等に、宿泊学習や通学、学用品、給食等に係る必要経費を補助する。	12,028	10,462
教育支援課予算		144,096	131,373
立川市教育費予算		10,378,912	9,571,241

IV-1. 教育相談

(1) 相談の進め方（来室相談の場合）

① 申し込み受付

保護者または本人からの申し込みを原則とし、電話にて初回面接日時の予約受付をします。

② 初回面接

受付から2週間以内を目安に、初回面接を設定します。

親子一緒に来室していただきますが、保護者のみでも受け付けています。

親面接では、現在困っていることはどんなことか（主訴）、それはどんな経過をたどってきたのか（生育歴、家族歴）などを伺います。

子ども面接ではプレイルームで行動観察を行います。思春期の子どもの場合には、話せることから聴いていきます。

また初回面接には、来談者とともに話し合いながら今後の面接の方向をつくりあげていく、オリエンテーションの役割があります。

③ 受理会議

この会議では、初回面接で得られた資料をもとに、教育相談員全員で事例を検討します。そして、今後の対応について目標を定めます。

その目標としては、

- * 心理的相談が適切と考え継続相談を進める、
- * 助言・情報提供、
- * 他機関(医療機関等)の紹介などがあります。

④ 相談の開始

相談担当者は、継続相談を始めるにあたって相談者と連絡をとり、今後の相談目標を設定し、親子が来室する日などを話し合い、相談の進め方についての約束をします。



来室相談では1回50分、親にはカウンセリング、子どもには遊戯療法、思春期の子どもにはカウンセリング、箱庭療法などを行います。
 必要に応じて、幼稚園・保育園・学校等の訪問や、先生に来室してもらうなどして事例の理解を深め合い、子どもの成長への援助や協力をしていきます。
 (新型コロナウイルス対策のため相談時間を40分に変更し消毒、換気等感染予防対応をしています。)

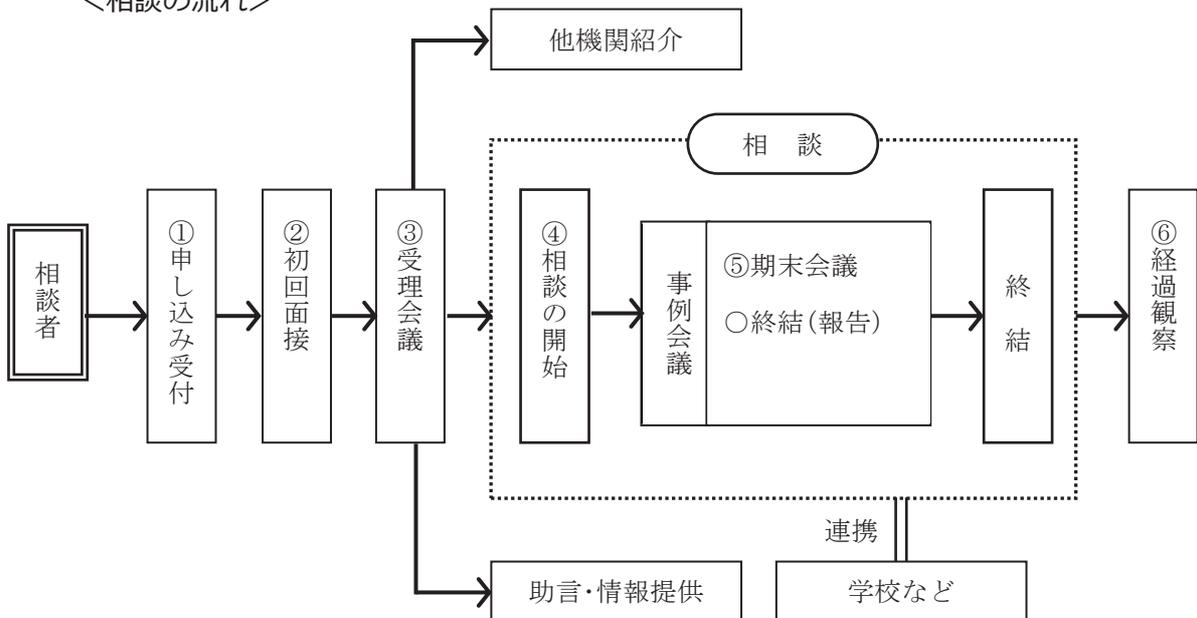
⑤ 期末会議

7月・12月・3月の各学期末に期末会議を行います。期末会議では全事例について報告、検討します。担当以外の事例も検討することで教育相談員の研修も兼ねています。
 相談での目標が達成されると来談者との間で終結について話し合い、期末会議で報告し、再び教育相談員全員で検討します。
 検討の結果、終結が適切と判断されると事例は終結となります。

⑥ 経過観察

相談終結後に経過観察が必要な事例の場合、来談者と話し合い、終結後も必要に応じて随時連絡をとっていきます。

<相談の流れ>



(2) 数字で見る教育相談

①来室相談

子どもの養育上・教育上の問題について、保護者の不安や心配ごと、子ども自身の悩みについて相談に応じます。本人や家族に来室してもらい、カウンセリング・遊戯療法などの心理療法や助言を行いながら、主訴の改善を図ります。

- ◆対象：原則として、市内在住の幼児から高校生までとその家族
- ◆相談時間：月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（日曜・祝日・年末年始を除く）

➤ 来室相談の件数について

図1:相談の流れ

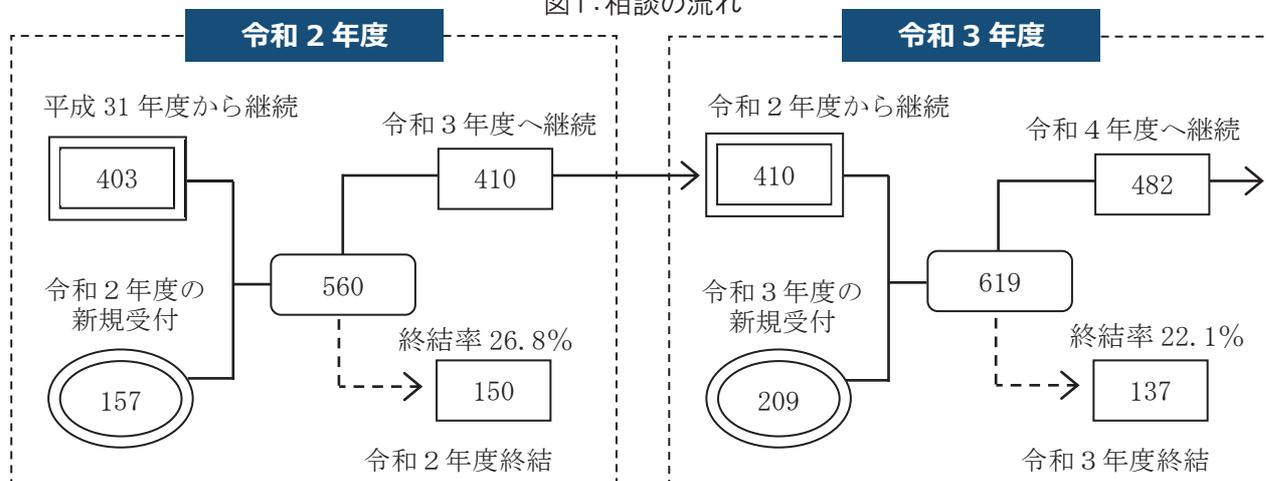
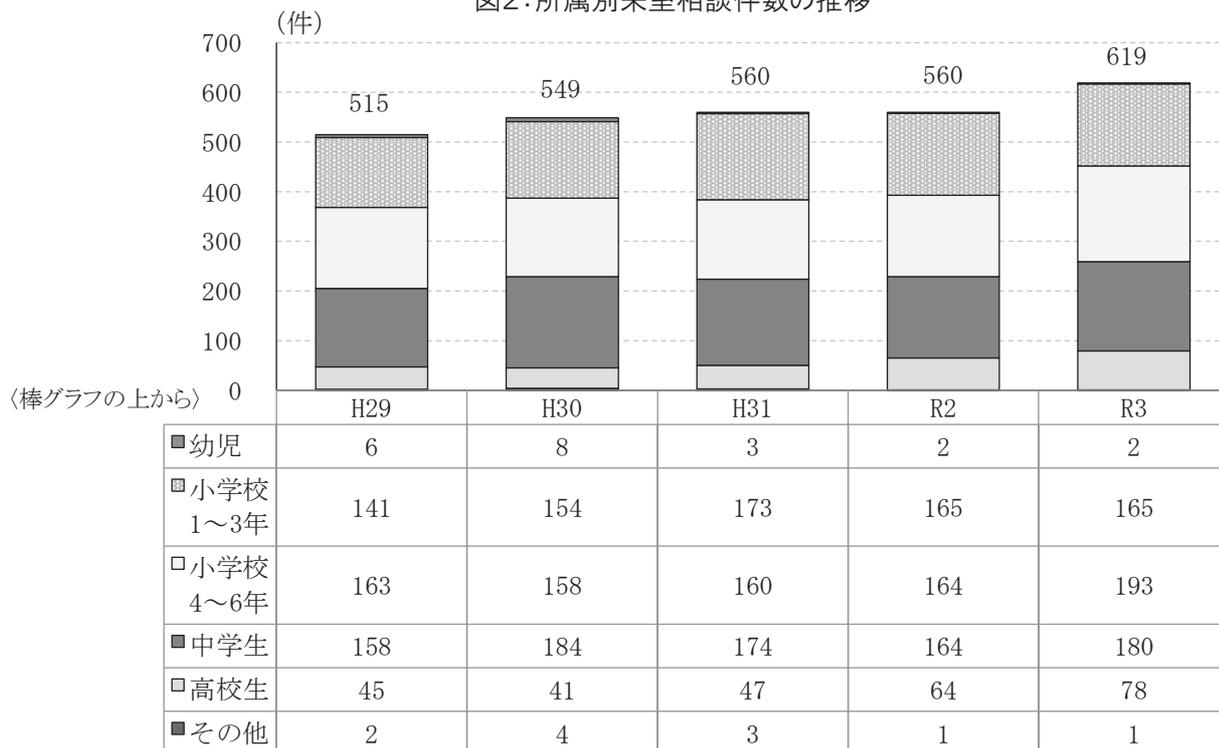


図2:所属別来室相談件数の推移



来室による相談件数（図2参照）は、子ども未来センターへの移転以降、平成31年度まで増加が続いていましたが、新型コロナウイルス対応のため令和2年3月から5月まで学校が臨時休校になった影響で、令和2年度の相談件数の伸びが鈍化しました。令和3年度は休校もなく、その反動も見られたのか、相談数が大幅に増えました。

➤ 来室相談の内容について

図3: 所属別来室相談主訴の推移

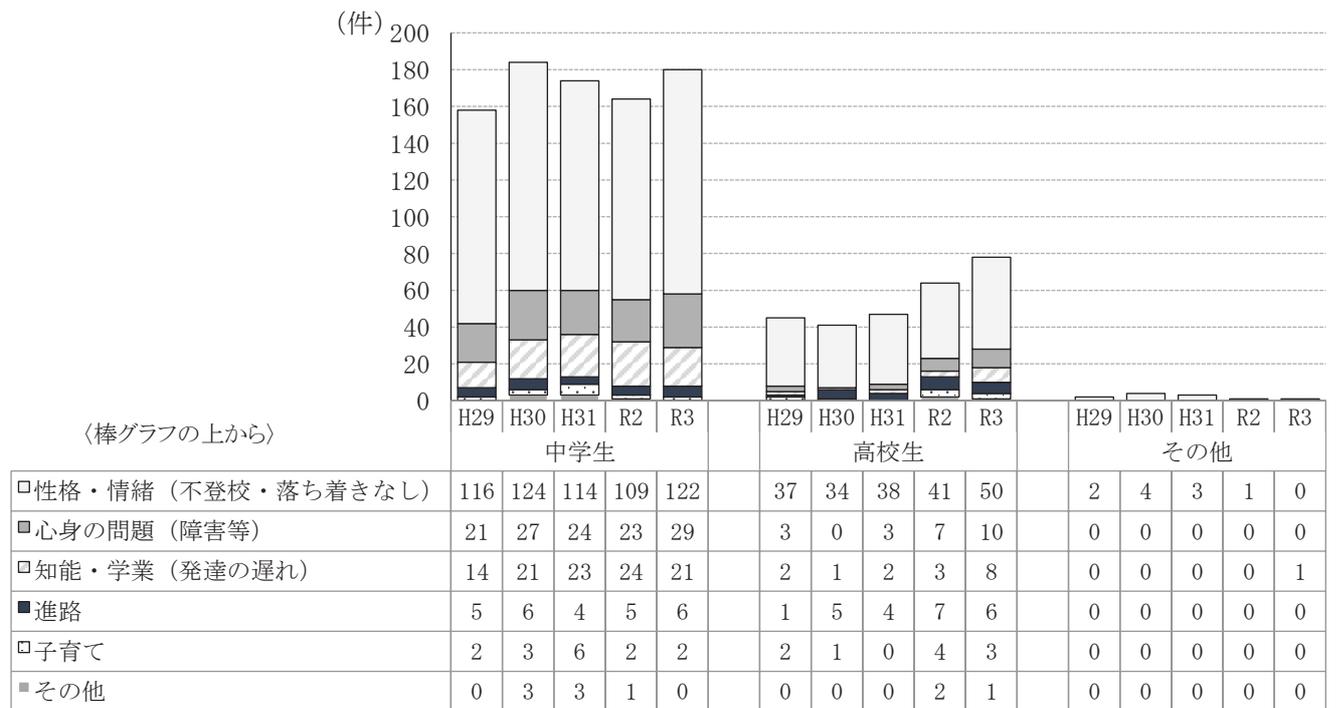
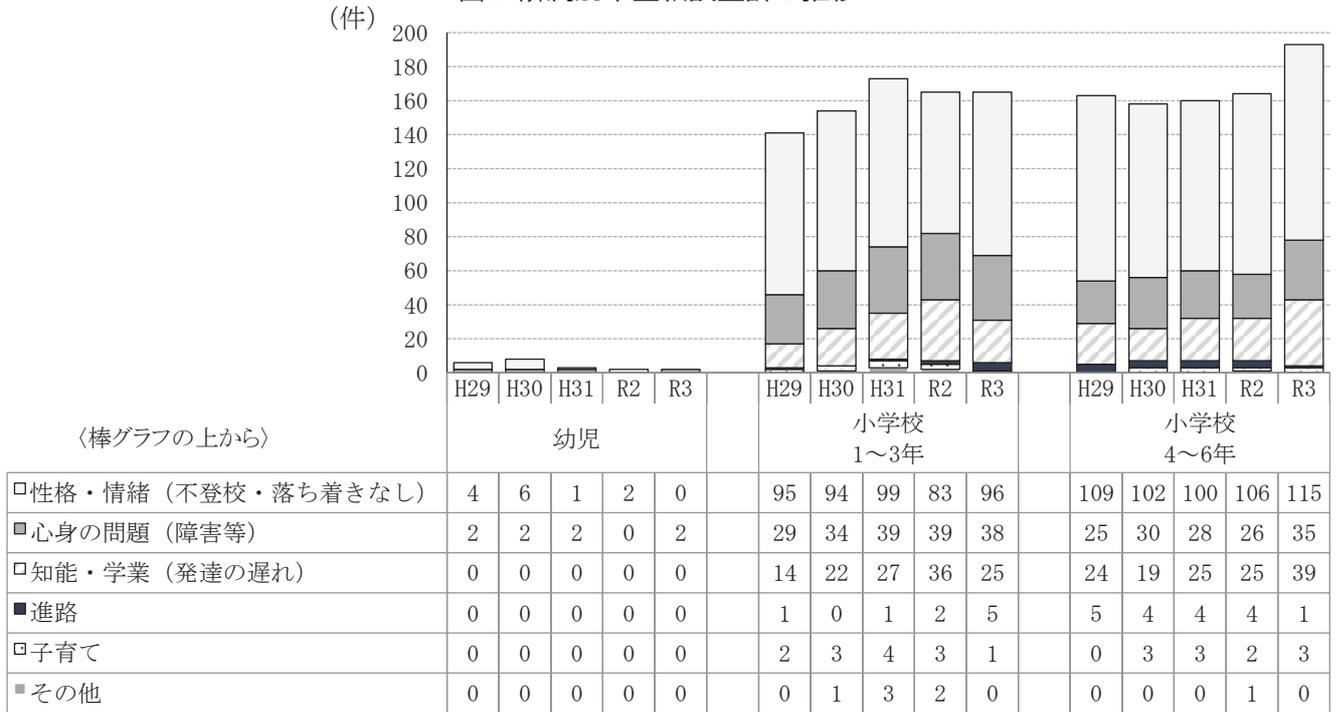


表1:令和3年度来室相談 主訴の特徴(所属別上位2位)

所 属	主 訴	件数	割合	前年度比
幼児	発達障害(疑い)	1	50.0%	+100.0ポイント
	その他	1	50.0%	+100.0ポイント
小学生 1～3年	人間関係・コミュニケーション	27	16.4%	±0ポイント
	発達障害(疑い)	26	15.8%	△3.6ポイント
小学生 4～6年	学業不振	35	18.1%	+4.1ポイント
	人間関係・コミュニケーション	31	16.1%	△0.2ポイント
中学生	不登校	66	36.7%	+3.2ポイント
	学業不振/発達障害(疑い)	21	11.7%	△2.3ポイント /+0.1ポイント
高校生	不登校	27	34.6%	+1.8ポイント
	発達障害(疑い)	10	12.8%	+3.4ポイント
その他	学業不振	1	100.0%	+100.0ポイント

所属別に分類した場合の相談内容(主訴)について、上位2つを挙げています。

②電話相談

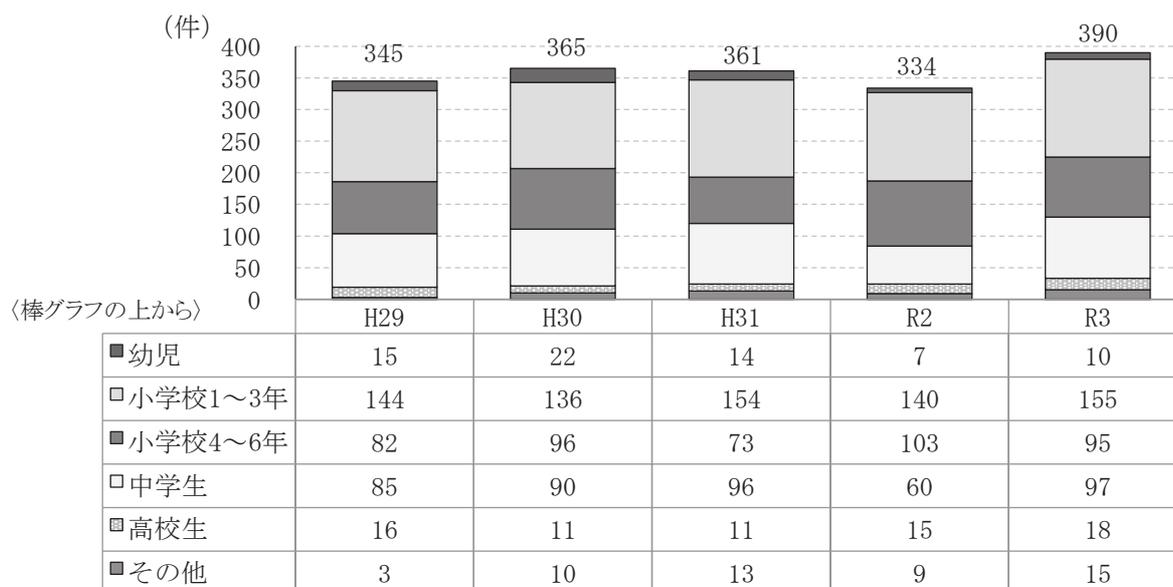
子どもからの相談はもちろん、家族や教師からの場合も、電話による相談を受付しています。また、ファクシミリによるご相談にもお応えしています。

◆相談時間：月曜日～土曜日/午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

◆電 話：042-527-6171（直通）/FAX：042-528-6875

➤ 電話相談の件数

図4:所属別電話相談件数の推移



※電話相談とは、助言や情報提供を含んだ電話による教育相談、及び来室相談の申し込みをする場合のことであり、1回につき一件と数えています。

来室者の電話による相談は、件数に含まれません。

表2: 令和3年度電話相談 主訴の特徴(総合上位5位)

順位	主 訴	R3 件数	割合	R2 件数	割合	前年度比
1	不登園・不登校	83	21.3%	64	19.2%	+2.1 ポイント
2	行動/その他 ※	35	9.0%	26	7.8%	+1.2 ポイント
3	情緒不安定	28	7.2%	8	2.4%	+4.8 ポイント
4	発達の遅れ	27	6.9%	29	8.7%	△1.8 ポイント
5	学業不振	25	6.4%	40	12.0%	△5.6 ポイント

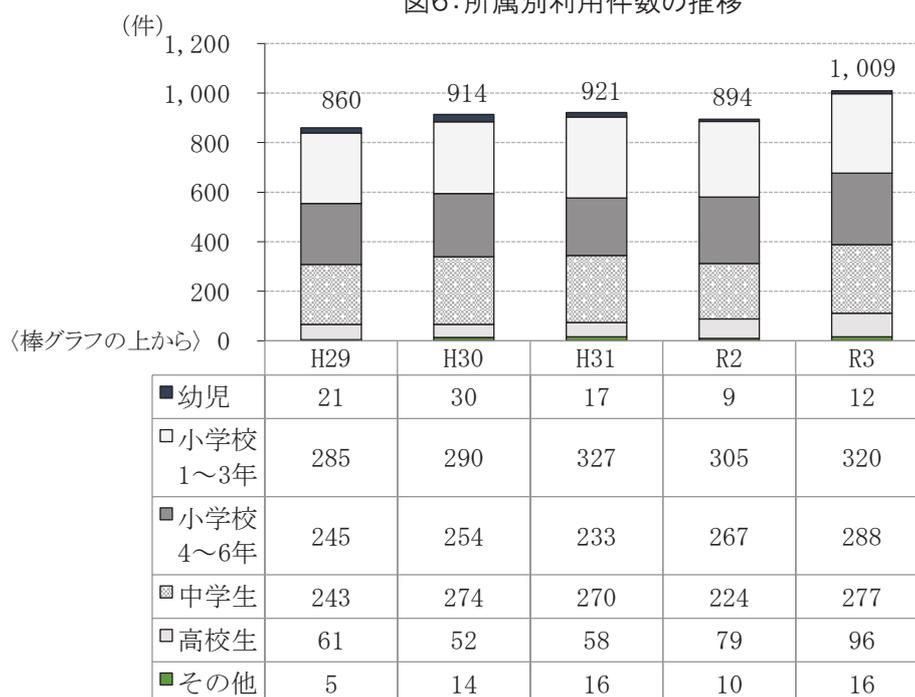
※行動「その他」…不登校、友人関係、反抗・乱暴、家庭内の盗み、喫煙のいずれにも該当しないもの

③全体（来室相談と電話相談の合計）の状況

図5: 手段別利用件数の推移



図6: 所属別利用件数の推移



(3) 小・中学校への巡回相談

学校からの要請により教育相談員（心理職）が訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の授業観察等を通して、対象児童・生徒への理解や関わりに対する助言を行います。

令和2年度は、コロナ禍による臨時休校（3月～5月）明けの児童・生徒の心のケアのため、臨時巡回相談を全校に実施しました。令和3年度は臨時巡回相談の実施はありませんでしたが、引き続き学校と連携し、必要な相談をして参ります。

図7:巡回相談の実施状況

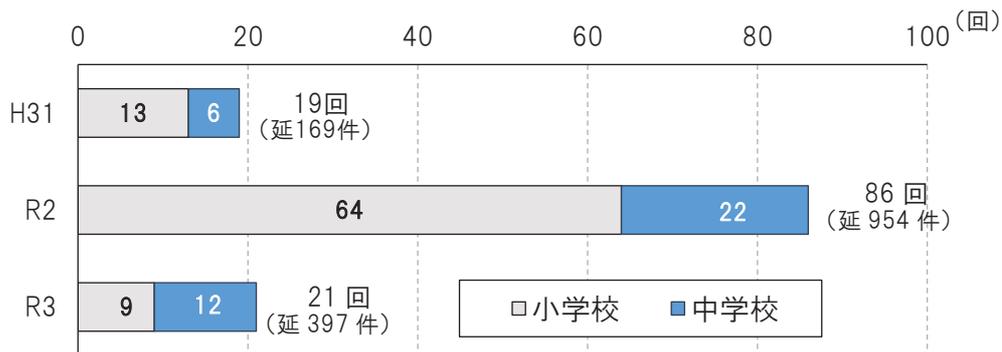
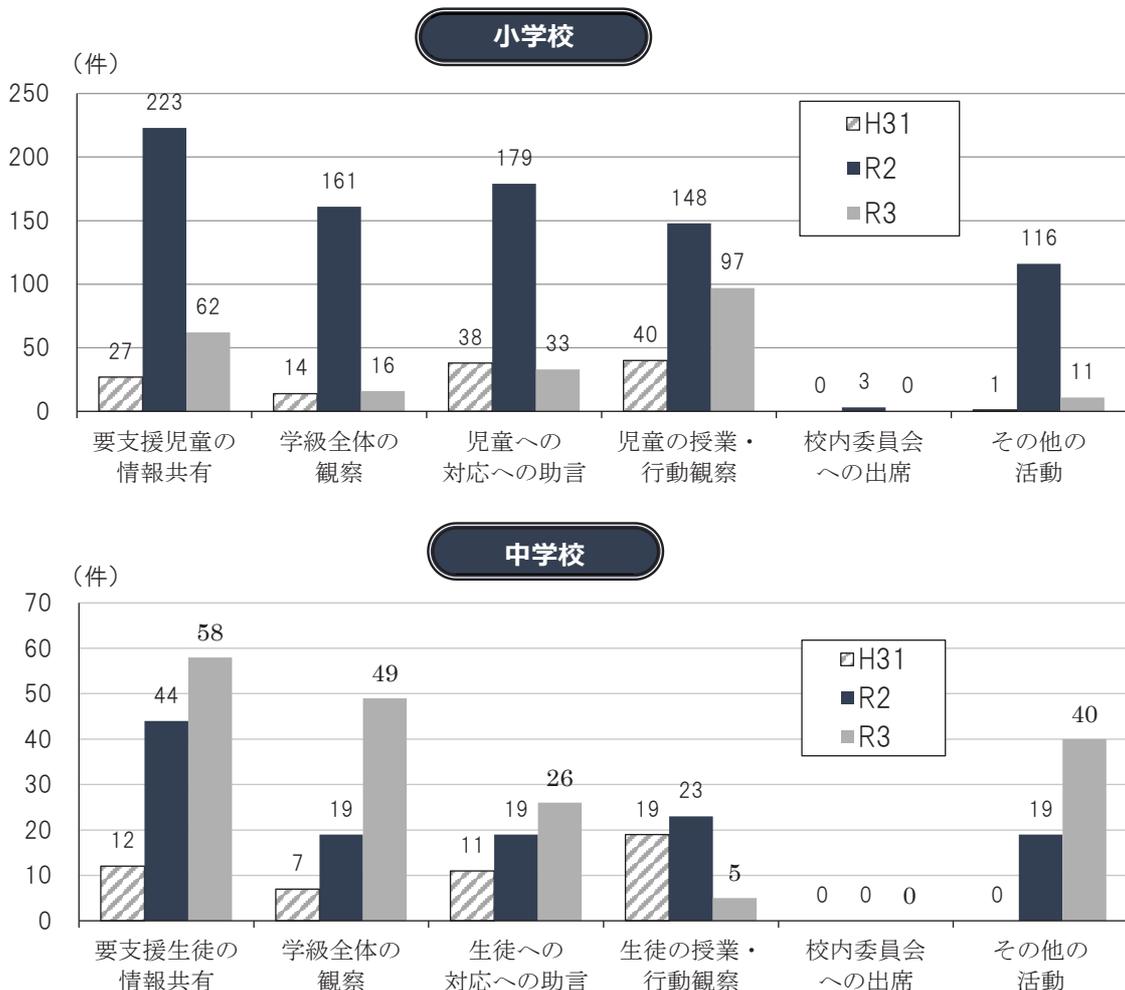


図8:延活動件数の内訳と推移



令和3年度電話相談 年間統計表
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

相談内容	対象	幼児	小学校						中学校			高校			その他	合計
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
I 性格・ 情緒	1.情緒不安定	1	7	3	3	1	3	5	2	1	1	0	0	0	1	28
	2.無気力・消極的	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	3.かんもく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4.くせ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	5.その他	0	1	4	1	0	2	0	1	2	0	0	0	0	1	12
II 行動	1.登園・登校拒否	0	7	6	4	7	7	9	11	19	3	3	2	2	3	83
	2.友人関係	0	4	4	4	2	1	1	2	0	0	0	1	0	0	19
	3.反抗・乱暴	0	1	1	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	8
	4.ぬすみ(家庭)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	5.喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6.その他	1	8	3	8	2	2	2	3	3	0	1	2	0	0	35
III 発達・ 心身	1.発達の遅れ	0	3	6	5	5	2	1	3	1	0	0	0	0	1	27
	2.言語障害・遅れ	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4
	3.器質的障害	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3
	4.性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	5.その他	2	5	1	2	2	0	1	2	4	1	0	0	0	0	20
IV 学業	1.学業不振	0	3	3	2	4	3	2	2	1	5	0	0	0	0	25
	2.学習意欲・習慣	0	1	1	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	6
	3.学習方法	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	5
	4.学習塾・家庭教師・教材	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
	5.その他	1	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7
V 進路・ 適性	1.就学・就園	3	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	2.入学・転退学	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	3	1	0	0	8
	3.進路・進学	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	5
	4.その他	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
VI 子育て	1.しつけ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	2.対応	0	6	3	5	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	20
	3.その他	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
VII 学校・ 教師		0	3	1	0	1	2	1	0	0	1	0	0	0	2	11
VIII 情報		0	4	1	1	3	1	2	5	3	1	0	1	0	0	22
IX その他	1.教師相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2.近況報告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3.PTA	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4.その他	0	1	0	2	1	1	0	1	2	2	0	0	0	1	11
X いじめ		0	0	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	2	7	
合計		10	61	42	52	32	33	30	37	42	18	9	7	2	15	390

(4) 研修や講演会の開催

教育相談では、より適切な相談や援助ができるように、研修活動を大切にしています。相談員一人ひとりが研修活動に励むとともに、専門性の向上を目指し組織的に取り組んでいます。

① 学校教育相談事例研究会「きずな」(年1回実施)

「きずな」は、教師と教育相談員との研究会です。教育相談の事例を通して、子どもたちへの理解の仕方について同じ場で語り合いながら“気心の知れた仲間”として信頼関係を深め、互いに支え合う関係で育てていくことを目的としています。

令和3年度は次の内容で企画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置の発令により中止となりました。

回	開催日	講師	形式	テーマ
1	R 4. 1/25(火) 【中止】	菅野 純 氏 (早稲田大学名誉教授)	講義	見えにくいSOSに気づく ～学校と家庭で異なる様子を見せる子ども～

② 講演会(年4回実施)

回	開催日	講師	研修テーマ	参加者数
1	R 3. 7/16(金)	岩山 孝幸 氏 (昭和女子大学 助教)	ワーキングメモリに困難を抱える子どもへの指導法～心理検査に頼らずに明日からできる工夫～	23名
2	R 3. 10/8(金)	三浦 香織 氏 (立川市ドリーム学園 作業療法士)	学びのための感覚統合遊び～学校でもできる、遊びを活かした体づくり～	34名
3	R 3. 12/1(火)	岸 良範 氏 (茨城大学 名誉教授)	【オンライン開催】 子どもを支える～不安と安心～	10名
4	R 4. 3/4(金)	磯村 元信 氏 (都立八王子拓真 高等学校校長)	「子どもたちに大人たちが保証しなければならないのは何？」～不登校や中途退学を防止する都立高校の取り組みの実際について～	16名

<参加者内訳>

幼稚園延0名・保育園延16名・小学校延34名・中学校延15名・その他(学童保育所等)延18名

③ 外部専門家を招いての対応力向上の取り組み

回	開催日	検討事例	助言者
1	R 3. 6/25(金)	社会的感覚の未熟さから不登校となっている中2男子の事例	早川 宜佑 氏 (駒木野病院 児童精神科医)
2	R 3. 10/22(金)	身体症状を示し不登校が長期化している小6女子の事例	
3	R 3. 2/26(金)	母親の不安から検査や医療受診を拒否している小3女子の事例	
1	R 3. 7/30(金)	期末カンファレンス 483件	波田野 茂幸 氏 (放送大学 准教授)
2	R 3. 12/3(金)	期末カンファレンス 551件	
3	R 4. 3/11(金)	期末カンファレンス 604件	

(5) 関係機関との連携

教育相談では、学校や関係機関との信頼関係を深め、協力体制を確立するために、次のような活動を行いました。

①連絡会等への出席

- *教育支援センター連絡会
- *スクールカウンセラー連絡会
- *立川市子ども支援ネットワーク ブロック会議

②他機関との連携・協力（順不同）

◎市内関係機関との情報交換や連携

- *立川市内小・中学校
- *立川市子ども家庭支援センター
- *スクールソーシャルワーカー

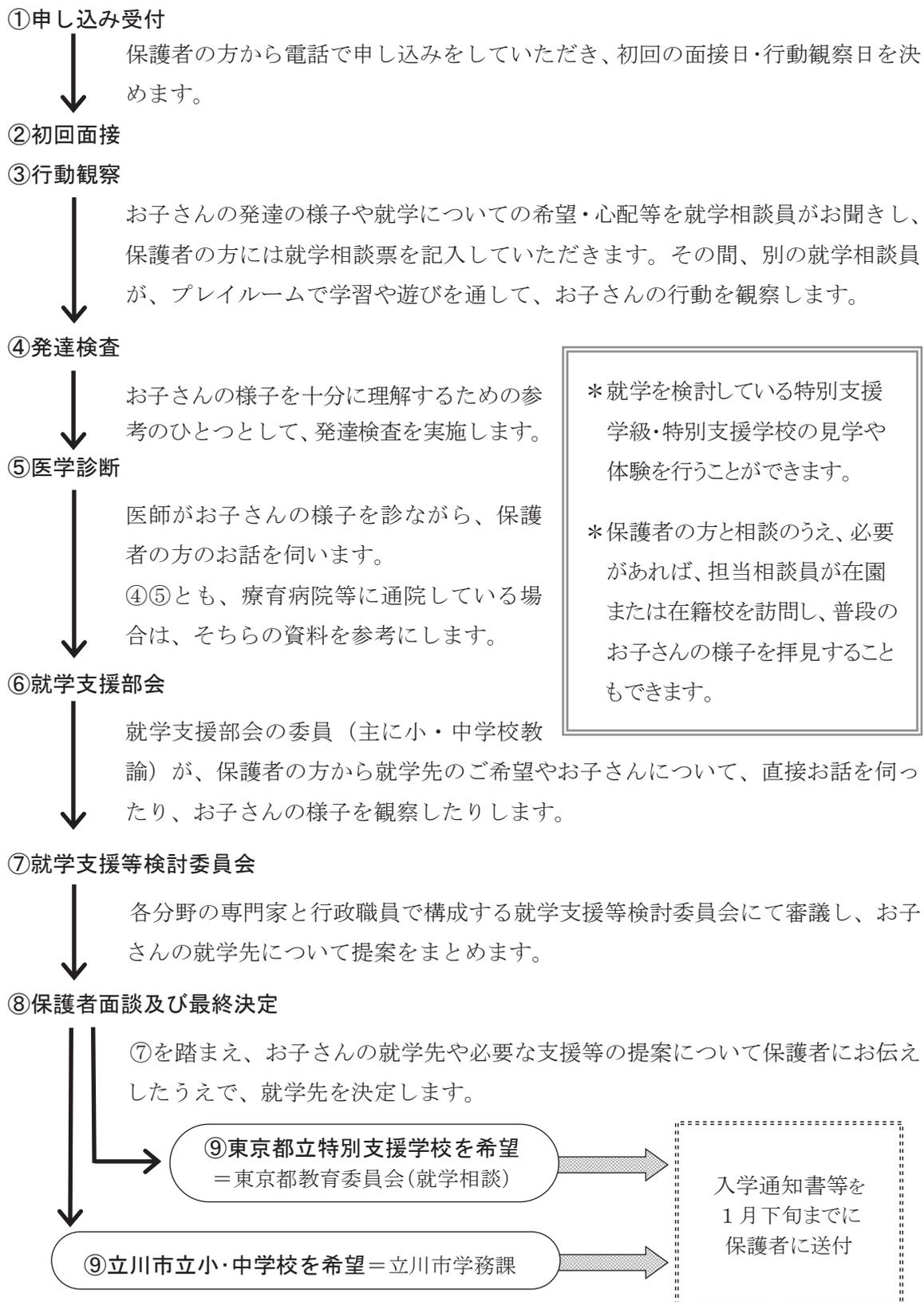
◎他の関係機関との連携や情報交換

- *東京都教育相談センター
- *立川児童相談所
- *都立小児総合医療センター
- *都立府中療育センター
- *東京小児療育病院
- *西多摩療育支援センター
- *さいわいこどもクリニック
- *たかつきクリニック
- *立川相互病院附属子ども診療所
- *国家公務員共済組合連合会立川病院小児科
- *専修大学大学院
- *国際医療福祉大学大学院 等



IV-2. 就学相談・転学相談

(1) 相談の進め方(就学相談の場合)



(2) 数字で見る就学相談・転学相談

①就学相談

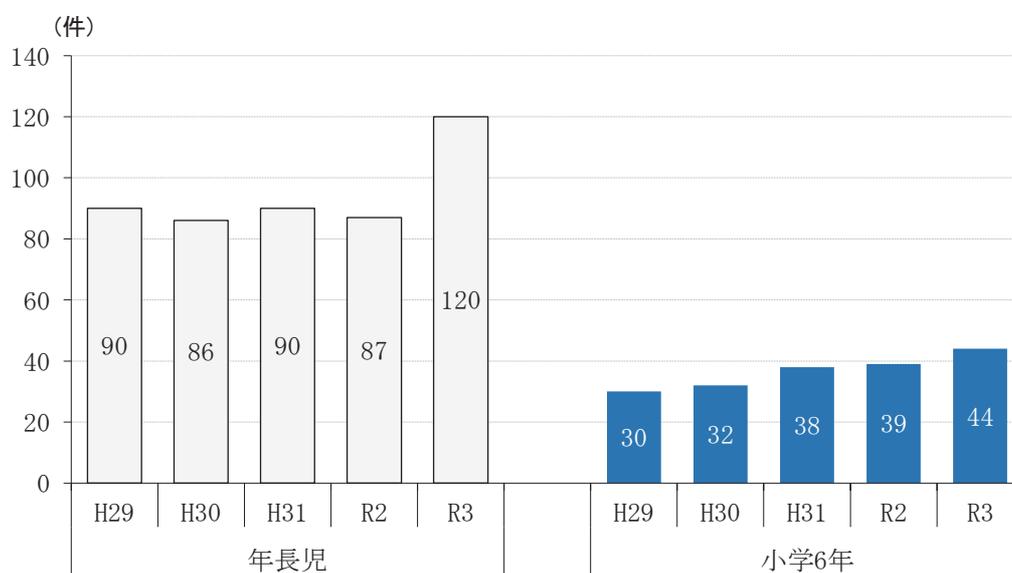
*心身に障害のある子どもの小学校・中学校への就学に関して、本人の能力と可能性を伸ばさせる適切な就学先について、保護者と一緒に考えながら、相談を行います。

*就学支援部会を踏まえ、就学支援等検討委員会において就学先を総合的に検討し、保護者に提案します。

◆相談時間：月曜～金曜日・第2土曜/午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

➤就学相談の件数

図9:所属別就学相談件数の推移



➤就学相談プロセス別実施回数

図 10:面談実施延回数
(複数回必須)

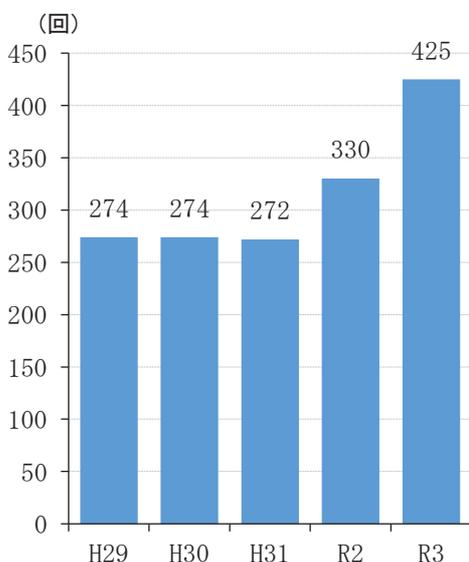
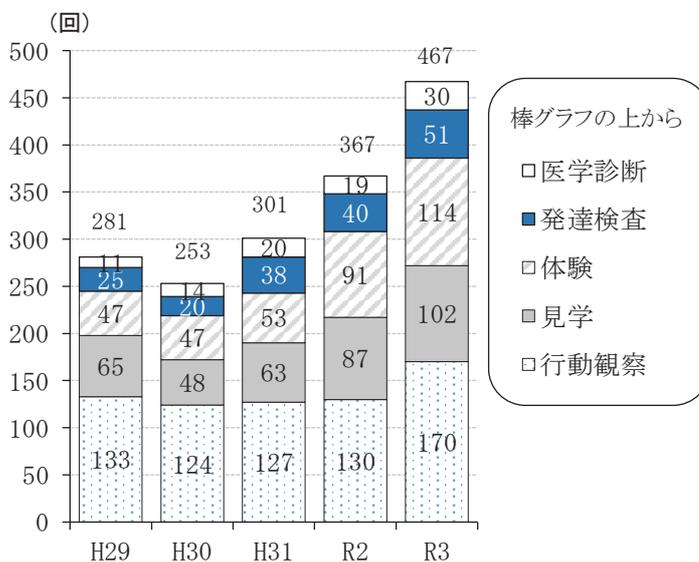


図 11:行動観察等実施延回数
(任意実施項目を含む)

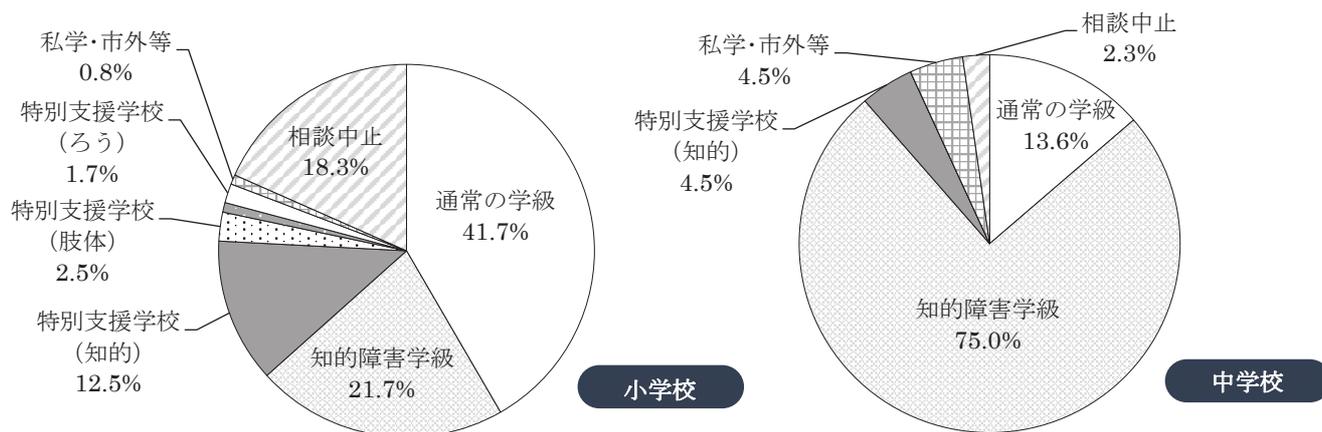


▶ 就学先の内訳

※ () 内の数字は、就学後も継続相談を要するケースで内数

	通常の 学級	特別支援 学級	特別支援学校			転出・ 私立	相談 中止	合計
			知的	肢体	ろう			
小学校	50 (26)	26 (5)	15	3	3	1	22	120 (31)
中学校	6 (4)	33 (4)	2	0	0	2	1	44 (8)
計	56 (30)	59 (9)	17	3	3	3	23	164 (39)

図 12: 所属別就学先内訳の構成



② 転学相談

* 基本的な流れは、就学相談と同じ相談プロセスを進みます。

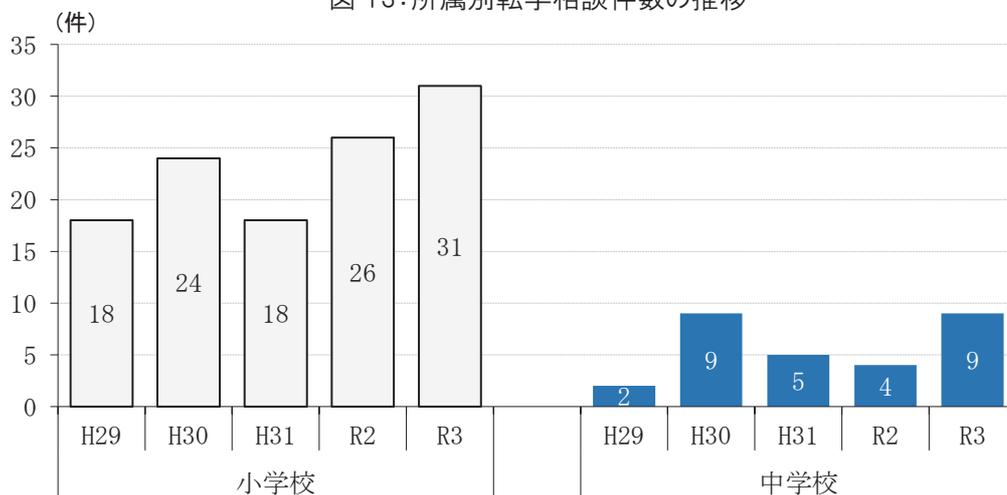
* 学校生活を通して見えてきた児童・生徒の適応状況や課題、発達の特徴等を学校と保護者が共通認識を持ち、特性に合ったよりよい学習環境を一緒に考えていきます。

相談の結果、最終的に保護者が転学を希望しなかった場合でも、相談の経過は在籍校にお伝えし、本人や保護者がその後も在籍校に相談しやすい関係性を築くようにしています。

◆ 相談時間：月曜～金曜日・第2土曜 / 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

▶ 転学相談の件数

図 13: 所属別転学相談件数の推移



▶ 転学相談プロセス別実施回数

図 14: 面談実施延回数
(複数回必須)

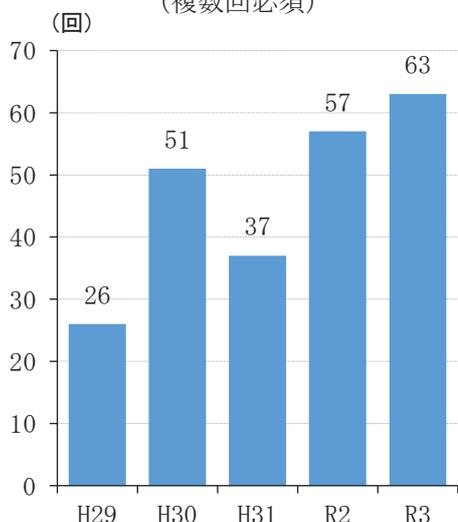
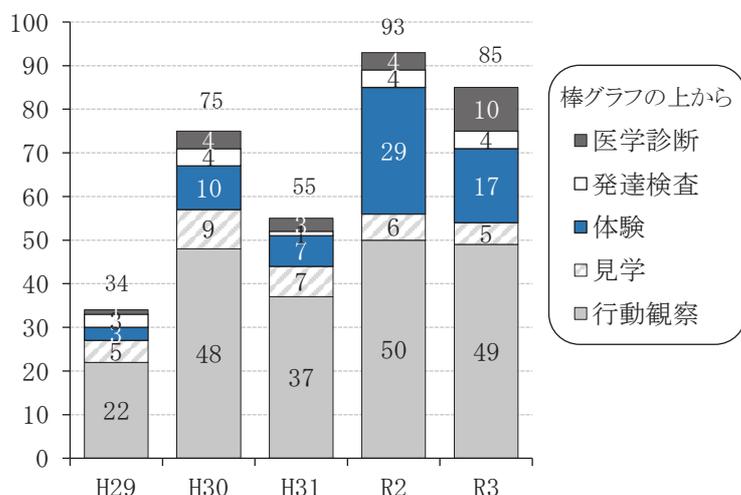


図 15: 行動観察等実施延回数
(任意実施項目を含む)



② 就学支援等検討委員会・就学支援部会の開催状況

就学相談では、本人・保護者の意向に加え、在籍している園や学校の所見、発達検査からみえる特性、かかりつけ医による診断、教育学・医学・心理学等の専門的見地からの意見等を総合的に加味し、保護者へ就学先の提案をしています。

平成 29 年度からは、就学後も継続して面談や授業観察を行う対象者を広げ、より円滑な引継ぎと、保護者・学校との連携に努めています。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
検討委員会	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回
支援部会 開催回数	小学校 12 回 中学校 7 回	小学校 12 回 中学校 9 回	小学校 11 回 中学校 8 回	小学校 12 回 中学校 8 回	小学校 13 回 中学校 8 回
出席委員等	延 458 人	※延 265 人	※延 253 人	※延 264 人	※延 239 人

※平成 30 年度からは委員・部会員のみを計上

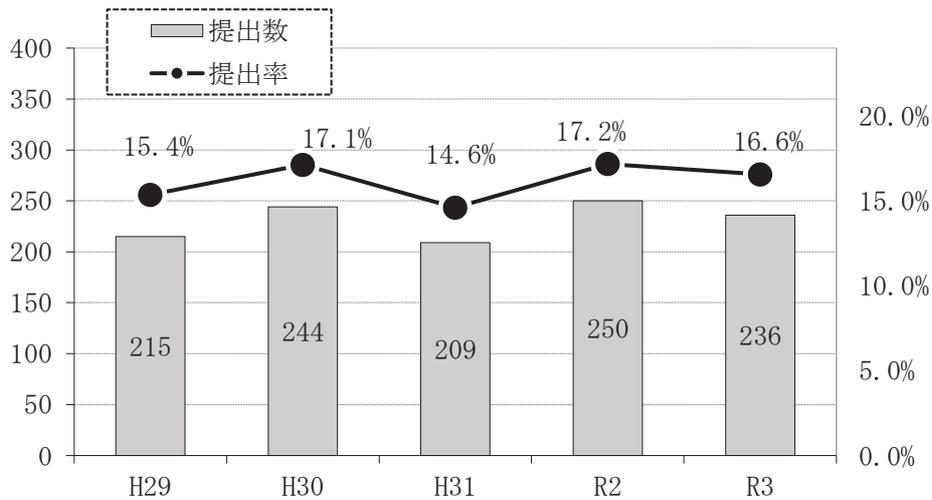
(3) 就学支援シート

小学校入学までの成長の歩みを大切に、学校に入学してからも楽しく学習の積み重ねができるよう、就学前の様子や必要な支援の手立て、配慮などを学校へ引き継ぐためのツールが「就学支援シート」です。

保護者と幼稚園・保育園・その他専門機関の方が協力して作成した後、教育支援課を通じて就学する学校に引き継ぎます。就学先の学校では「就学支援シート」を参考に、個別指導計画を作成したり、学級編成に活用したり、日常的な指導・支援のヒントにしたりします。

様式は、市内幼稚園・保育園等で年長児の保護者に配布したほか、市ホームページからのダウンロードや、本庁学務課窓口、隣接市幼稚園でも配布し、周知に努めました。また、就学を機に利用される方が多い学童保育所や放課後等デイサービスの初回面談等でもシートの情報をご活用いただけるよう、保護者向けのご案内に記載を追加しました。

図8: 就学支援シート提出状況



就学支援シートの令和2年度（令和3年4月就学児）の提出率は17.2%と過去最高の提出率となり、翌春就学者の5~6人に1人が利用している状況が継続し、活用が定着しています。

また、令和2年1月に、関係課とともに開発に取り組んできた『立川市サポートファイル・たちサポ』をリリースし、記録シートとステッカーの配布を開始しました。このファイルは、幼保・小の接続時だけに留まらず、就学前から卒業後までの支援情報を途切れなく把握し、所属や支援者が代わっても指導・支援に活かすため、また、相談に行く先々で類似した経過説明や資料提出を何度も求められる保護者の負担軽減を図るため、モニター会議等で保護者のご意見も取り入れながら開発したものです。

▶ 令和3年度就学支援シート提出者の属性

所属	幼稚園	市立保育園	私立保育園	その他	合計
利用者数	53	40	105	38	236

項目	内容	保護者から	幼稚園・保育園から	その他専門機関から
興味・関心	○性格の特徴 ○行動の特徴 ○好きなこと（場面） ○苦手なこと（場面） ○文学、歌 など	・自分が思っていたことができなかったり、予想していたことと違う結果になると、納得するまでに時間がかかる。 ・絵を描くこと、電車のルールで遊ぶことが好きです。	・初めて経験することには、失敗を恐れてなかなか取り組もうとしないことがあるので、事前にどうしたかに伝える、少しでもできて、自信をつけていくように	
べじつに課題や希望	○これまでの支援等で大切にしていたこと ○就学後も引き続き、配慮してほしいこと ○その他伝えておきたいこと など	・初めてのことや、苦手なことなど、本人が取り組むのに時間がかかることでは、分かりやすい説明や、見本やモデルを見せていただければと思います。	・1日の予定やこれから行なわれる、具体物や絵カードなど見通しをもたせるように	

たのしい学校生活のために

令和4年度 就学支援シート

子どもには、発達障害や個性があり、一人一人に適切な支援が必要となります。その個性や能力に伸ばしていくために、小学校への入学に向けて、幼稚園・保育園・療育施設や関係機関と連携して支援を行うことと、小学校に入学していくが前提は、親としてください。お子さんが豊かで楽しく育める学校生活を送ることができるよう、お子さんに必要な支援を学校と連携して提供してまいります。

学校との連携希望
(有・無)

「アプダ」 お子さんの氏名	学年	性別	種別
幼稚園・保育園の名称	連絡先	住所	連絡先
連絡先	氏名	〒	市町村
希望している 支援種別	希望種別	子どもの専門機関名	
就学予定小学校	就学予定	小学校	

立川市教育委員会

IV-3. 特別支援教育の推進

(1) 立川市の特別支援学級

●特別支援学級（固定学級）

※カッコ内の数字は、学級数

区分	設置校名	学級名	種別	開設	児童・生徒数 (R4.5.1 現在)	児童・生徒数 (R3.5.1 現在)
小学校	第一	あおぞら学級	知的障害	昭 29.4	25 (4)	22 (3)
	第五	こだま学級		昭 32.6	21 (3)	21 (3)
	第九	くわのみ学級		昭 59.4	34 (5)	35 (5)
	第十	すずかけ学級		昭 50.4	8 (1)	9 (2)
	松中	まつのみ学級		平 30.4	12 (2)	10 (2)
	新生	ひまわり学級		平 16.4	16 (2)	14 (2)
	若葉台	たんぼぼ学級		平 30.4	19 (3)	17 (3)
	第二	さくら学級	自閉症・情緒障害	令 3.4	22 (3)	9 (2)
小学校 計 8 校					157 (23)	137 (22)
中学校	立川第一	I 組	知的障害	昭 53.4	27 (4)	21 (3)
	立川第二	1 組		昭 39.4	23 (3)	15 (2)
	立川第五	10 組		昭 53.4	37 (5)	32 (4)
	中学校 計 3 校					87 (12)
					244 (35)	205 (31)

●小学校特別支援教室キラリ

区分	巡回 グループ	設置校・教室名	種別	開設	児童数 (R4.5.1 現在)	児童数 (R3.5.1 現在)
小学校	第1	二小キラリ	情緒障害等	昭 55.4	12	14
		五小キラリ		平 30.4	12	10
		南砂小キラリ		平 28.4	8	13
	第2	四小キラリ		平 28.4	22	11
		一小キラリ		平 29.4	22	20
		新生小キラリ		平 29.4	24	19
	第3	七小キラリ		平 21.5	21	21
		三小キラリ		平 28.4	26	25
		六小キラリ		平 28.4	10	14
	第4	八小キラリ		平 26.4	29	25
		十小キラリ		平 29.4	26	20
	第5	幸小キラリ		平 29.4	25	30
		柏小キラリ		平 30.4	9	14
		若葉台小キラリ		平 30.4	21	16
	第6	松中小キラリ		平 18.4	28	26
		西砂小キラリ		平 28.4	11	14
	第7	大山小キラリ		平 28.4	17	19
		九小キラリ		平 29.4	27	21
		上砂川小キラリ		平 29.4	16	14
特別支援教室キラリ設置校 19 校（うち拠点校 7 校）					366	346

●通級指導学級

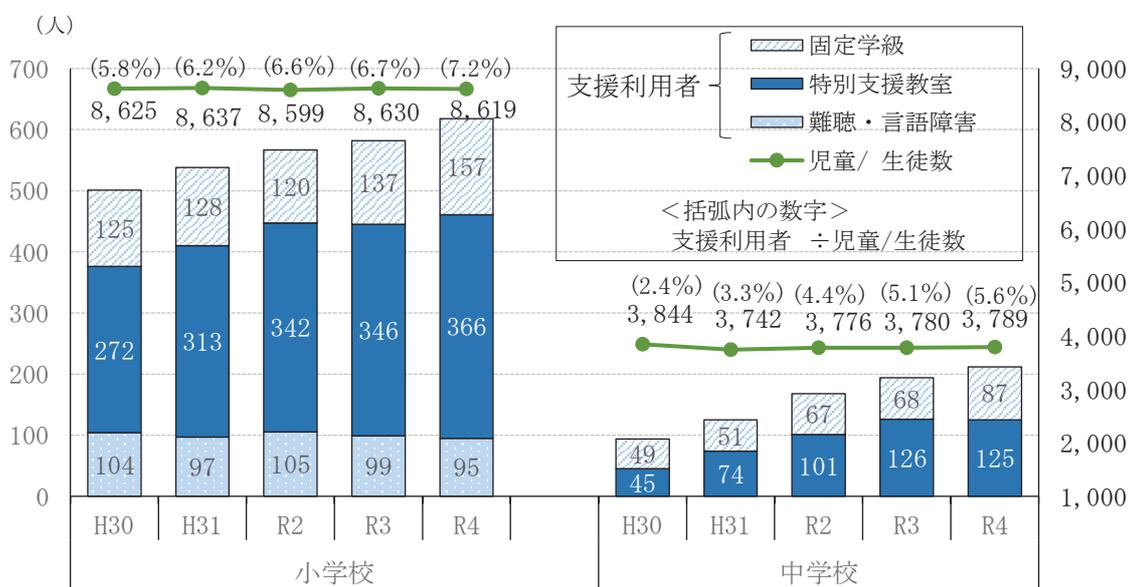
※カッコ内の数字は、学級数

区分	設置校名	学級名	種別	開設	児童数 (R4.5.1 現在)	児童数 (R3.5.1 現在)
小学校	第七	ことばの教室	言語障害	平 18.4	27 (2)	24 (2)
	第八	きこえとことばの 教室	難聴	昭 51.4 (平 30.4 移設)	5 (1)	6 (1)
			言語障害		63 (4)	69 (4)
難聴 1 校 / 言語障害 2 校					95 (7)	99 (7)

●中学校特別支援教室プラス

区分	巡回 グループ	設置校・教室名	種別	開設	生徒数 (R4.5.1 現在)	生徒数 (R3.5.1 現在)
中学校	第1	三中プラス	情緒障害等	平 24.4	20	27
		一中プラス		令 3.4	9	6
		八中プラス		平 9.4	5	6
	第2	六中プラス		平元.4	17	21
		二中プラス		令 3.4	11	6
		九中プラス		平 31.4	7	12
	第3	七中プラス		令 2.4	20	19
		四中プラス		令 2.4	13	10
		五中プラス		令 2.4	23	19
特別支援教室プラス設置校 9 校 (うち拠点校 3 校)					125	126

図 17: 児童・生徒に占める特別支援学級等「支援利用者」の推移(各年 5 月 1 日現在)



令和 3 年度から 4 年度にかけて、小学校においては、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍児童数や特別支援教室キラリ利用数が増え、支援利用者数は大きく増加しました。

中学校においては、知的障害特別支援学級在籍生徒数が増えたことにより、小学校同様、支援利用者数の増加傾向が続いています。

(2) 通級指導学級／特別支援教室の利用相談

通常の学級に在籍している言語障害、難聴、情緒障害等のある児童・生徒を対象に、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、一部の時間を、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた課題や困難の改善・克服を目指した指導を行っています。

立川市では、東京都のガイドラインに沿い、平成 28 年度から順次、小学校の情緒障害等通級指導学級を特別支援教室に移行し、平成 30 年 4 月に全校設置が完了。引き続き、平成 31 年度から中学校への設置を進め、令和 3 年 4 月に全校設置が完了しました。

ア. 利用決定までの流れ（小学校特別支援教室キラリの場合／令和 4 年度版）

①保護者から学校への相談、保護者との連携

特別支援教室キラリの利用にあたっては、家庭と十分な連携を図ります。

②校内委員会

校内委員会で指導が必要とされた児童の保護者にキラリの利用をお勧めする、①と②の順序が逆になるケースも多くあります。

在籍校の校内委員会等で、課題や指導の目標、利用の必要性を協議します。

③特別支援教室キラリ体験申込書を教育委員会に提出

在籍校を通じて、保護者より「特別支援教室キラリ体験申込書」を提出していただきます。

④キラリの見学、巡回指導教員等による保護者面談、体験を通じた行動観察等

家庭での様子や成育歴、医療機関の受診状況等もお聞きします。

⑤入室申請書類の作成及び提出

保護者より、利用申請書、発達検査の結果の写しをご提出いただきます。
在籍校とキラリ拠点校は、利用判定の審査に必要な所見をまとめます。

⑥審査会の開催

提出された申請書類を基に、利用の可否や必要な指導・支援について検討する審査会を開催します。体験時の様子等を聴取したり、利用開始後の目標等について専門家を交えた協議を行ったりしています。（年 5 回）

⑦利用（又は利用不許可）の決定

※利用終了の場合も、原則的な流れは同じです。
※審査の結果、利用が認められないこともあります。

イ. 令和 3 年度通級指導学級／特別支援教室入退級審査会の開催実績

審査区分	小学校		中学校
	難聴・言語障害	特別支援教室キラリ	特別支援教室プラス
開催回数	4 回	5 回	5 回
外部委員	木村 寿代 氏 大伴 潔 氏 長岡 恵理 氏 (言語聴覚士)	堀切 知子 氏 (東京都立小児総合医療センター 公認心理師)	原 徹子 氏 (公認心理師)

ウ. 通級指導学級と特別支援教室の在籍者数・入退級実績の推移

※()内の数字は、審査会において入級が認められなかった件数。

	平成 31 年度			令和 2 年度			令和 3 年度		
	小学校		中学校	小学校		中学校	小学校		中学校
	難・言	情緒	情緒	難・言	キラリ	プラス	難・言	キラリ	プラス
5/1 現在 在籍数	97	313	74	105	342	101	99	346	126
入級審査	38	136	63	23	108(2)	66(2)	39	136(4)	58(3)
退級審査	17	33	7	9	29	8	22	32	11

エ. 特別支援教室保護者説明会の開催（小学 6 年生の保護者対象）

	対象校区	開催日時	参加者数	会場
①	立川三中	R 3. 10/2（土）午前 9 時 30 分～	8 人	各中学校
②	立川五中	R 3. 9/29（水）午後 2 時～	6 人	
③	立川六中	R 3. 9/25（土）午後 1 時～	12 人	
④	立川七中	R 3. 9/30（木）午後 2 時～	10 人	
内容：特別支援教室の手続きや利用状況、指導の実際、学級の施設見学、個人面談（希望制）				

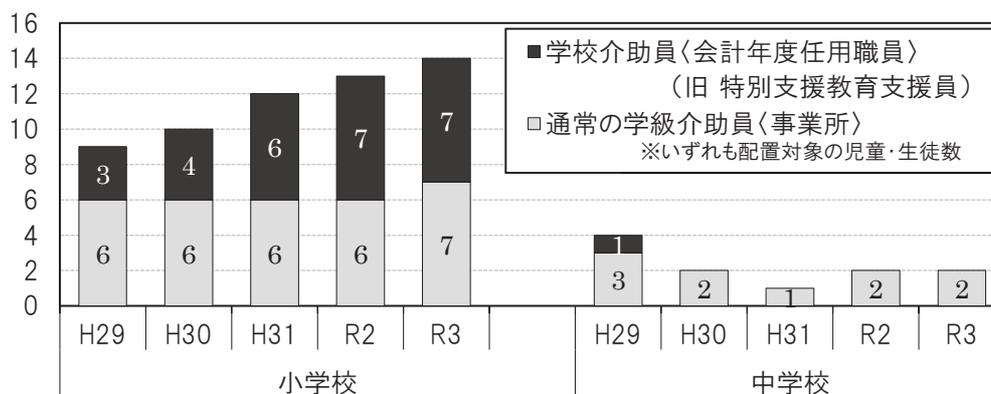
（3）通常の学級介助員事業

通常の学級に在籍している肢体不自由等のある児童・生徒に介助員を派遣し、移動等の介助を行い、学校生活における支援を行いました。

立川市では本事業を、平成 22 年度より社会福祉協議会等に委託し、円滑な事業運営を図るため、事業所連絡会や事業所主催研修を実施しました。

ア. 介助員の配置状況

(人) 図 18: 小・中学校における介助員の配置状況



イ. 事業所連絡会の開催

開催日時	会場
R 3. 9 / 8（火）午後 1 時 30 分～ 2 時 30 分	子ども未来センター
R 4. 2 / 16（金）午前 10 時 00 分～11 時 30 分	子ども未来センター

(4) 臨時指導員等の研修や特別支援学級における専門性向上の取り組み

ア. 特別支援学級臨時指導員・学校介助員合同連絡会

小・中学校の特別支援学級に臨時指導員を配置するとともに、連絡会を開催し、研修等の機会を確保しました。令和2年度に続き令和3年度も学校介助員と合同で開催しました。

開催日時	研修内容	参加者数
R 3. 4 / 5 (月) 午後 3 時 00 分～4 時 30 分	人権に配慮した支援について (講師:教育委員会統括指導主事)	57 人

イ. 特別支援学校等との連携や教育支援相談員の学級訪問

▶ 知的障害学級専門性向上プラン

大学准教授や都立武蔵台学園・特別支援教育コーディネーターより指導・助言を受け、授業改善や教室環境整備、教材開発等を通して、特別支援教育の専門性向上に取り組み、その成果を特別支援教育担当教員研修で発表し、市内小・中学校特別支援学級担任に還元しました(対象校:若葉台小学校1回,立川第一中学校3回(打合せ、授業撮影、研修会))。

～立川第一中学校での事例～

*授業の様子(10月5日火曜日実施)

コロナ禍の状況を踏まえ、事前に授業をビデオ撮影し、研修会当日に放映することとしました(職業・家庭「清掃技能検定に向けて」)。



打合せの様子



活動の説明



グループで作業分担の確認



実際の作業

*教員研修会(10月14日木曜日実施)

たましん RISURU ホールにて「特別支援教育担当教員研修」を実施。(授業実践報告、研究協議、講師による指導・助言(講師:東京学芸大学准教授 増田 謙太郎 先生))。



授業実践報告



研究協議



講師の指導・助言

▶ 教育支援相談員の活動

教育支援相談員が小・中学校を訪問し、指導・助言を行っています。

<知的障害・肢体不自由・医療的ケア分野>

○知的障害学級専門性向上プラン実施内容（計2回）

回	時期	学校・学級	内容
①	R 3.10/5 (火)	立川第一中学校 I組	研究授業
②	R 3.10/14 (木)	立川第一中学校 I組	公開授業

○授業観察の実施等（計 52 回）

	小学校	中学校	計(回)
授業観察	12	1	13
支援会議	32	3	35
避難訓練	0	1	1
※その他	2	1	3

※階段昇降機研修等、施設確認

○知的障害学級訪問による指導・助言（計 5 回）

学校名	訪問回数	内容
立小研講師	1 回	・特別支援学級授業観察後の助言
立川第五中 10 組	4 回	・授業観察と助言

○医療的ケア支援会議の実施（計 1 回）

	小学校	中学校	計(回)
医療的ケア内容確認	0	1	1

<自閉症・情緒障害分野>

○自閉症・情緒障害特別支援学級訪問（計8回）

学校名	内容
第二小学校	運営支援アドバイザーと連携した、児童の様子・学級運営の情報共有

○特別支援教室公開授業（計 10 回）

拠点校	実施校	実施日	自立活動・単元名(題材)
第四小	第四小	R3.10/21(木)	小集団・個別指導「聞こう、話そう、伝えよう」
幸小	幸小	R3.10/22(金)	小集団指導「モルック」
第七小	第七小	R3.11/1(月)	個別指導「文章理解が苦手な児童への個別指導」
松中小	松中小	R3.11/26(金)	個別指導「身体の動き、SST 他」
第八小	第八小	R3.11/26(金)	小集団指導「お話し会」
大山小	第九小	R3.11/30(火)	小集団指導「社会性の自立活動 気持ちの表現方法」
第二小	第二小	R4.1/31(月)	小集団指導「身体の自立活動 器具を使って楽しく動こう」
立川第七中	立川第七中	R3.10/8(金)	個別指導「社会性の自立活動 心理的安定」
立川第三中	立川第三中	R3.10/28(木)	小集団指導「社会性の自立活動 社会マナーを学ぼう」
立川第八中	立川第一中	R3.12/1(水)	小集団指導「コミュニケーションの指導」

○特別支援教室訪問による指導・助言（計 11 回）

学校名【拠点校】	内容
第二小・第七小・第八小・幸小・ 松中小・大山小	・個別指導計画、個別支援計画・指導記録、学習指導案 ・巡回指導計画確認（拠点校のみ）
立川第三中・立川第六中・ 立川第七中・立川第八中	・授業観察・協議・施設見学、学級要覧、 ・運営および児童・生徒の様子等の情報交換

○校内委員会への出席（計 12 回）

学校名	日 程	学校名	日 程	学校名	日 程
立川第九中	R3. 9/3(金)	立川第六中	R3. 10/28(木)	第三小	R3. 11/30(火)
南砂小	R3. 10/5(火)	松中小	R3. 10/29(金)	第六小	R3. 12/ 8(水)
柏小	R3. 10/6(水)	一小	R3. 11/ 2(火)	立川第七中	R3. 12/16(木)
立川第一中	R3. 10/6(水)	立川第五中	R3. 11/17(水)	若葉台小	R4. 1/18(火)

（5）ことばの巡回相談事業

学校での特別支援教育の取組を支援するため、言語聴覚士による巡回相談を定例実施とし、医療や通級につながっていない児童・生徒の指導上の助言を行いました。

回	開催日	場所	回	開催日	場所
①	R 3. 6 / 11 (金)	第九小学校	⑦	R 3. 10 / 5 (火)	第二小学校
②	R 3. 6 / 16 (水)	第一小学校	⑧	R 3. 11 / 16 (火)	柏小学校
③	R 3. 7 / 7 (水)	第五小学校	⑨	R 4. 1 / 17 (月)	南砂小学校
④	R 3. 7 / 15 (木)	第三小学校	⑩	R 4. 1 / 31 (月)	第十小学校
⑤	R 3. 9 / 7 (火)	幸小学校	⑪	R 4. 2 / 21 (月)	若葉台小学校
⑥	R 3. 9 / 17 (金)	第六小学校	⑫	R 4. 3 / 2 (水)	第七小学校
助言者：言語聴覚士					

（6）特別支援教育連絡会の開催

開催日	検討内容等
R 3. 10 / 21(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 事業概要（令和2年度実績）について ・立川市の特別支援教育に係る環境整備と支援の状況について ・特別支援学級等の専門性向上プランにおける教員研修について ・中学校特別支援教室プラス巡回グループの再編について等

立川市では、特別支援教育の推進及び充実に向け、関係部局及び関係機関（幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校・福祉事業所・医師等）とネットワークを結び、途切れすき間のない連携や支援体制を構築することを目的として、平成26年8月に『特別支援教育連絡会』を設置しています。令和3年度は、コロナ禍により、3回中2回が書面開催となりましたが、唯一対面開催できた回において、立川市の特別支援教育に係る環境整備と支援の状況や、特別支援学級等の専門性向上プランにおける教員研修等を共有しました。

IV-4. その他の活動

(1) 特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級などに在籍している保護者の経済的負担を軽減するため、就学（通級）にかかる経費の一部を支給しています。

▶ 対象者

- ① 特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者
- ② 通級指導学級等に通級している児童・生徒の保護者
- ③ 通常の学級に在籍している学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者

○ 受給者数の推移

(単位:件)

	平成31年度			令和2年度			令和3年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
日光移動教室・修学旅行参加費	19	7	26	0	2	2	17	12	29
学用品・通学用品費	97	37	134	96	50	146	103	52	155
新入学学用品・通学用品費	8	10	18	5	16	21	13	14	27
通学費	17	25	42	19	19	38	23	25	48
通学付添費	83	4	87	83	7	90	79	4	83
宿泊学習参加費	128	44	172	112	22	134	47		47
卒業アルバム代	17	6	23	13	12	25	10	13	23
学校給食費	97		97	95		95	101		101
弁当給食費		37	37		50	50		41	41
ミルク給食費		37	37		50	50		43	43
校外活動参加費	119	69	188	51	28	79	68	62	130
臨時学用品・通学用品費				70	48	118	10		10

施設編（立川市子ども未来センター）



立川市子ども未来センター外観



立川市子ども未来センター施設概要

立川市子ども未来センターは、旧市庁舎を改修して新たに設置された施設です。子育て・教育、文化芸術活動及び市民活動を支援するとともに、地域のにぎわいを創出することを目的としています。

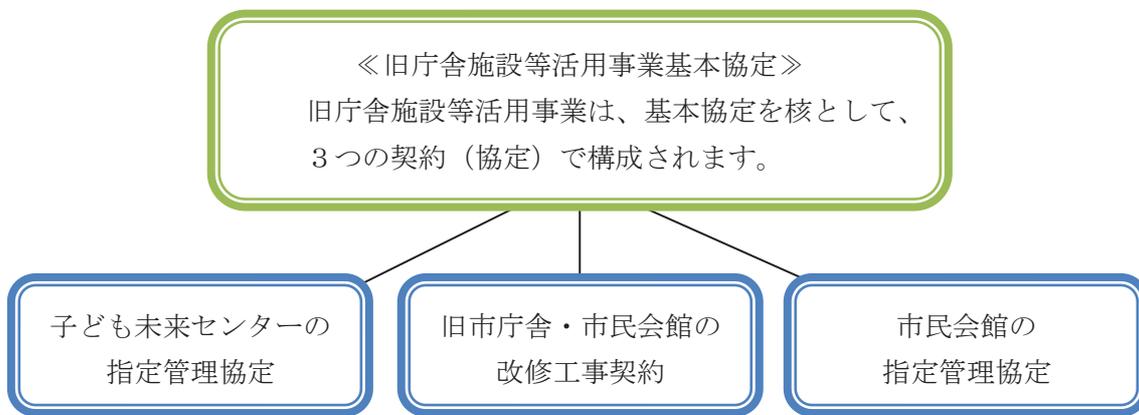
子ども未来センター 概要 ※本概要はオープン当時のもの。	
所在地	住所 〒190-0022 立川市錦町3丁目2番26号 電話：042-529-8682
面積	敷地面積 9,222.28㎡ 建築面積 1,733.94㎡ 延床面積 4,319.86㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（テラス：鉄骨造） 地下1階 地上2階
改修工事費	800,415,000円 （竣工：平成24年11月30日）
開館	平成24年12月25日
2階	立川まんがぱーく 協働事務室 会議室（2室）
1階	子ども家庭支援センター 特別支援教育課（現：教育支援課） 子育てひろば グループ活動室 一時預かり室 錦連絡所 会議室（2室） ※うち1室は発達支援事業専用
地階	スタジオ／ギャラリー アトリエ（3室）／多目的室
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子ども未来センターと市民会館を一体的に活用することとしています。 ➤ 指定管理者（合人社計画研究所グループ）による管理運営です。 ➤ 指定期間：平成24年12月1日～平成36年3月31日（11年4ヶ月） ➤ 指定管理料：1,478,377,500円（税抜）+水道光熱費+駐車場補償料 <p>※合人社計画研究所グループ構成企業（9社） 株式会社合人社計画研究所（代表企業）、清水建設株式会社、株式会社佐藤総合計画、株式会社共立、特定非営利活動法人ワーカーズコープ、街制作室株式会社、株式会社 studio-L、株式会社ムービック・プロモートサービス、株式会社壽屋</p>

- JR立川駅から徒歩13分
- 多摩都市モノレール立川南駅から徒歩12分
- JR西国立駅から徒歩7分
- 有料駐車場（60台）。施設利用者は最初の1時間無料。子ども家庭支援センター・教育支援課への来所者、障害のある方などには減免あり。
- 休館日は年末年始のみ

1. 旧庁舎施設等活用事業について

(1) 事業の全体像

- 旧市庁舎（現：子ども未来センター）と市民会館（現：RISURU ホール）を一体的に有効活用するため、改修整備と維持管理・運営について、民間事業者からの公募による事業提案を求めたものです。
- 応募のあった事業所のうち、プロポーザル方式によって『合人社計画研究所グループ』が選定されました。
- 子ども未来センターは平成 24 年 11 月 30 日に改修工事を終えて、同年 12 月 25 日から新規施設として稼動しています（指定管理は 12 月 1 日から。）。
- 市民会館は平成 25 年 11 月 29 日に改修工事を終えて、同年 11 月 30 日から新指定管理者が管理運営を開始しています。その後、ネーミングライツによって多摩信用金庫が命名権者となり、「たましん RISURU ホール」の愛称で呼ばれるようになりました。



(2) 事業の経過

本事業は、周辺住民を中心とした市民等との協議を重ねながら進められてきました。

年月	項目	内容
平成 16 年 3 月	「現庁舎敷地利用計画 市民案」立川市新庁舎 建設市民 100 人委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 現庁舎敷地利用の提案 ● 今後の提案 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「立川駅南口周辺地区まちづくり協議会」の設立 ➢ 「立川駅南口周辺地区まちづくりマスタープラン」「施設計画」「施設計画実現のためのプログラム」の検討
平成 19 年 3 月 平成 16～ 18 年度	「現庁舎敷地利用を中心とした南口の活性化に向けて」 立川駅南口周辺まちづくり協議会（平成 17 年 3 月 30 日設置）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「現庁舎敷地利用計画市民案」を受けての検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 夢プラン 1－南口の活性化に向けて ➢ 夢プラン 2－敷地利用に向けて
平成 21 年 3 月	現庁舎周辺地域グランドデザイン基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 「現庁舎敷地利用を中心とした南口の活性化に向けて」「夢プラン 1：南口の活性化に向けて」を受け、現庁舎周辺地域グランドデザインの策定に向け、①地域を取り巻く諸状況と地域特性の整理 ②地域のまちづくりビジョン（地域戦略案）の検討 ③現庁舎周辺地区整備の方向づけ ④まちづくりビジョンの実現化のための基本戦略の検討 を行った。

年月	項目	内容
平成 22 年 1 月 平成 20～23 年 度	立川市現庁舎施設等活用事業市民検討会議中間まとめ策定 立川市現庁舎施設等活用事業市民検討会議 (平成 21 年 3 月～12 月に検討、平成 23 年 8 月 23 日廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「現庁舎敷地利用を中心とした南口の活性化に向けて」「夢プラン 2：敷地利用に向けて」を受け、現庁舎敷地、施設の利活用について検討 ● 機能導入の基本方針、①子育て支援の推進 ②市民活動の推進 ③にぎわいの創出・活性化 ④文化芸術のまちづくり ⑤行政機能の補完 について合意 ● 旧庁舎周辺地域グランドデザイン「ステージ 1」の取組として民間のノウハウを活用し、第二庁舎、オープンスペース、市民会館の一体的利活用方策の検討について了承
平成 22 年度	旧庁舎周辺地域グランドデザイン策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 「現庁舎周辺地域グランドデザイン基礎調査」に基づき「旧庁舎周辺地域グランドデザイン」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の価値を高め、市民・関係者・行政等が目標とする「まちづくりビジョン」 ▶ まちづくりビジョン実現への時間軸の流れを示し、その“ときどき”をどのように取り組むかを明らかにする「プログラム」 ▶ 建物や道路・公園等の整備に係る「ガイドライン」
平成 22 年 11 月	旧庁舎施設等活用事業民間事業者意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業に事業条件の提示、意見聴取
平成 23 年 1 月	旧庁舎施設等活用事業募集要項公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設改修方針、維持管理・運営事業の考え方について募集要項、要求水準書等を公表 (25 日)
平成 23 年 4 月	旧庁舎施設等活用事業事業者選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募 3 グループについて、有識者 5 名による審査委員会による選考を行い、合人社計画研究所グループ (9 社構成) を選定
平成 23 年 9 月	旧庁舎施設等活用事業基本協定締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 合人社計画研究所グループと締結 ● 改修工事、旧庁舎施設指定管理者協定、市民会館指定管理者協定の 3 契約の一体性確保について記載
平成 23 年 9 月	旧庁舎施設等活用事業第 1 回説明会の開催 (8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本協定締結に合わせ、事業者の提案する事業の説明会を実施
平成 23 年 10 月	旧庁舎施設等活用事業改修工事 契約締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧庁舎施設、市民会館の改修工事契約の締結 ● 旧庁舎施設の引渡し期限＝平成 24 年 11 月 30 日 ● 市民会館の引渡し期限＝平成 25 年 11 月 29 日 ● 総額 24 億 2550 万円 (旧庁舎 7 億 6545 万円、市民会館 16 億 6005 万円)
平成 23 年 12 月	やすらぎ通り拡幅の方向性の決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働金庫の移転に伴う用地の公社による先行取得
平成 24 年 2 月	旧庁舎施設等活用事業第 2 回説明会の開催 (21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧庁舎施設の基本レイアウトの決定に伴い説明会を実施
平成 24 年 4 月	担当部署の変更	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりの観点から総合政策部まちづくり調整課が担っていた本事業を、文化芸術振興等の観点から産業文化部地域文化課が担当することとなった。
平成 24 年 5 月	旧庁舎施設等活用事業第 3 回説明会の開催 (19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧庁舎施設の工事着手を控えて説明会を実施 ● 旧庁舎施設で行われる各種事業の内容を説明
平成 24 年 6 月	旧庁舎施設の改修工事開始 (1 日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 着工

年月	項目	内容
平成 24 年 6 月	施設名称の決定（6 月議会）	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧庁舎施設の名称が「立川市子ども未来センター」に決定（条例制定） ● 旧庁舎施設等活用事業改修工事変更契約のための補正予算
平成 24 年 7 月	公の施設指定管理者候補者選定審査会	<ul style="list-style-type: none"> ● 合人社計画研究所グループを子ども未来センターの指定管理者候補者として選定することについて諮問・答申
平成 24 年 9 月	子ども未来センター指定管理者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 9 月議会において指定の議決、指定管理料の補正予算 ● 旧庁舎施設等活用事業改修工事請負契約変更契約（子ども未来センター分） ⇒地下レイアウト変更、駐輪場屋根設置、身障者用駐車場屋根設置、躯体補修
平成 24 年 11 月	旧庁舎施設等活用事業第 4 回説明会の開催（18 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども未来センターの貸館利用及び市民会館改修工事の概要について説明会を開催
平成 24 年 11 月	子ども未来センター指定管理者協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者協定及び平成 24 年度の年度協定を締結
平成 24 年 11 月	子ども未来センター改修工事竣工（30 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども未来センターの改修工事が竣工 ● 12 月 1 日から指定管理開始
平成 24 年 12 月	子ども未来センターのオープン（25 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 開設記念式典を開催
平成 25 年 1 月	オープニングイベント（12・13 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 財団に委託してオープニングイベントを開催
平成 25 年 2 月	貸室利用の開始（1 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般利用者への施設貸出を開始
平成 25 年 2 月	市民会館の改修工事開始（1 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 着工
平成 25 年 3 月	グランドオープン（20 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 立川まんがパークのオープン ● グランドオープンイベントの開催
平成 25 年 4 月	市民会館追加工事契約その 1	<ul style="list-style-type: none"> ● E V 新設、躯体補修についての追加工事契約締結
平成 25 年 6 月	条例改正・補正予算（6 月議会）	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館条例の改正（改修工事に伴う部屋の変更等） ● 追加工事の補正予算
平成 25 年 7 月	市民会館追加工事契約その 2	<ul style="list-style-type: none"> ● レイアウト変更、アスベスト除去、消防設備不具合対応、給水配管修繕についての追加工事契約締結
平成 25 年 7 月	公の施設指定管理者候補者選定審査会	<ul style="list-style-type: none"> ● 合人社計画研究所グループを市民会館の指定管理者候補者として選定することについて諮問・答申
平成 25 年 8 月	ネーミングライツ協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩信用金庫とネーミングライツ協定を締結（たましん RISURU ホールと命名）
平成 25 年 9 月	市民会館指定管理者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 9 月議会において指定の議決、指定管理料の補正予算
平成 25 年 11 月	市民会館改修工事竣工（29 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館の改修工事が竣工
平成 26 年 1 月	市民会館のオープン	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館での受付業務開始（4 日） ● リニューアルオープン記念事業の開催（9 日） ● 1 月中は財団事業等の利用のみ
平成 26 年 2 月	施設利用の開始（1 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般利用者への施設貸出を開始

2. 子ども未来センターの機能

(1) 子育て・教育支援

子ども家庭支援センター及び教育支援課が同居し、途切れのない発達支援とすき間のない子育て・教育支援を行っています。指定管理者も各種事業を展開しています。

①子ども家庭支援センター運営事業（市）

0歳から18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け付けているほか、さまざまな子育て支援事業を実施しています。また、児童虐待通告受付の機能も担っています。

②ファミリー・サポート・センター事業（市）

子育ての手助けが欲しい方（依頼会員）とお手伝いできる方（援助会員）が相互に登録して地域で助け合います。

③子ども総合相談受付（市）

どこに相談すればよいか迷っている子どもや保護者の話を聞いて課題を整理し、関係機関と連携して支援に繋がっています。

④発達支援事業（市）

子どもの発達が気になる保護者や関係者に、発達段階や状態に配慮した接し方、遊びの工夫など、専門的なアドバイスを行い、早期からの継続した支援を行っています。また、子どもの発達を促すために、年齢や発達段階に応じたグループ指導も行っています。

⑤就学相談事業（市）

心身の障害などがある子どもの小・中学校への就学について、子どもが持っている可能性を十分に発揮し、生き生きと楽しい学校生活を送れるよう、専門の相談員が必要な情報を提供しながら、保護者と一緒に考えます。

⑥教育相談事業（市）

幼稚園・学校に行きたがらない、友達と仲良く遊べない、気になる癖があるなど、学校や家庭での悩みや気掛かりなことについて、公認心理師等が相談にあたります。

⑦子育て支援啓発事業（指定管理者）

子育て情報の提供や子育て講座の開催などを行います。

⑧一時預かり保育（指定管理者）

家庭で育児をしている保護者の心身のリフレッシュや急用に対応するため、乳幼児の一時預かり保育を行います（登録制・有料）。

⑨子育てひろば（指定管理者）

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流する場です。

(2) 文化芸術活動支援

会議室、音楽活動やダンスができるスタジオ、創作活動に便利なアトリエ、文化芸術作品を展示するギャラリー、各種イベントに利用できるテラスや広場など、子ども未来センター内の施設を貸し出しています。文化芸術の教室・講座も開催します。

①若手芸術家等の育成支援（市・財団・指定管理者）

②ギャラリー展示（市・財団・指定管理者）

③教室、講座、イベント（財団・指定管理者）

(3) 市民活動支援

市民活動コーディネーターが市民活動団体の支援を行っています。施設を舞台に展開されるプログラムの企画や情報発信などの広報活動、他団体とのつながりづくりなどをサポートします。

- ①プログラムの企画、実施サポート
- ②情報発信、PR 活動のサポート
- ③団体同士のコーディネート
- ④各関係団体との連携、調整

(4) その他

- ①錦連絡所（市）
各種証明書の発行、市税などの収納業務
- ②災害時における防災物品の備蓄（市）
- ③立川まんがばーく（指定管理者）
- ④月 1 回以上の広場イベント等（指定管理者）
- ⑤施設の貸出し業務（指定管理者）

3. にぎわい機能について

この施設は、集客することで回遊性を高め、地域の活性化を図ることも目的としています。設備改修から物品の調達まで全てにおいて、指定管理者が自らの費用負担と責任において行います。

(1) 立川まんがばーく

指定管理者が施設の一部を使って観光拠点として整備しました。“昭和の古民家”をコンセプトとし、畳や押し入れを採り入れた造りとなっています。家族みんなでまんがを楽しんでもらえるよう各世代の代表的なまんがを幅広く豊富にそろえており、自由に閲覧することができます（有料）。カフェを含めた売り上げは指定管理者の収益となりますが、そのうちの 5% が市に納付されます。

①入場料

大人（15 才以上）：400 円 小人（小・中学生）：200 円 未就学児：無料（大人の付添）

②開園時間

平日：午前 10 時から午後 7 時まで 土・日・祝日：午前 10 時から午後 8 時まで

③蔵書数

約 40,000 冊。今後、リクエスト等を受けながら 50,000 冊程度とする予定。「うんちく学習まんが」の選定に力を入れています。

(2) 広場イベント（月 1 回以上）

広場を利用してフリーマーケット等のイベントを開催しています。

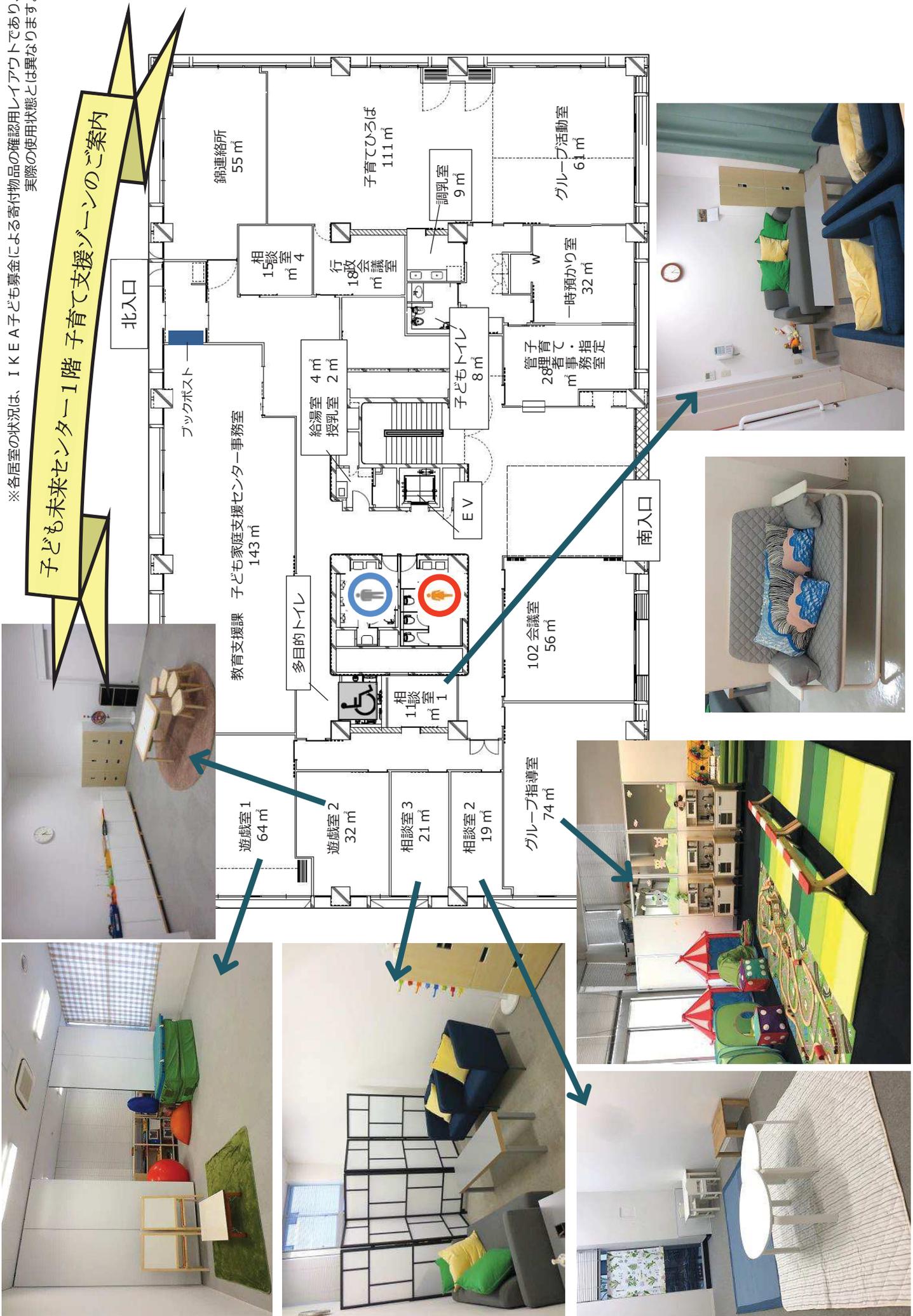
3. 沿革

◎＝子ども家庭支援センター ○＝ファミリー・サポート・センター □＝教育支援課

	時期	内 容
◎	平成 7 (1995) 年	東京都が「子ども家庭支援センター事業」を開始。
◎	平成 12 (2000) 年 4 月	平成 10 年度に策定された「たちかわ子ども生き生きプラン(立川市子ども家庭支援計画)」に基づき、女性総合センターアイム 1 階に、立川市子ども家庭支援センターを開設。
○	6 月	子ども家庭支援センター内にファミリー・サポート・センターを設置。同年 9 月より援助活動を開始。
◎ ○	平成 15 (2003) 年	国の次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)や少子化社会対策基本法(同年法律第 133 号)などが制定され、地域社会における子育て支援体制の一層の整備が求められるようになる。
◎	平成 16 (2004) 年	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 153 号)により、子どもと家庭の相談に対応することが市町村の義務として法律上明確にされる。
◎	平成 17 (2005) 年	児童福祉法第 10 条第 4 項の改正を受け、立川市の子ども家庭支援センターは東京都の先駆型センターとなる。児童虐待の予防と早期発見、見守りサポート業務を付加し、対応できる職員体制となった。
◎ □	平成 21 (2009) 年 12 月	『第 1 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン』(平成 17 年策定)の重要取組事業として発足した「立川市途切れのない発達支援検討ワーキンググループ」による最終報告書がまとまる。
◎ ○ □	平成 22 (2010) 年 5 月	市役所本庁舎が立川駅北口の泉町へ移転。これに伴い、市は『立川市旧庁舎周辺地域グランドデザイン』を公表。庁舎跡施設を、乳幼児期から学齢期までの途切れのない発達支援(下記①～⑥の事業)を実現する、子ども総合相談の拠点として利活用する方針を固め、準備検討に入る。同時に、子ども家庭支援センター等が、旧庁舎に隣接する立川市錦町 4-1-19(立川市簡易裁判所跡施設)に移転する。 ①子どもと家庭の総合相談窓口である子ども家庭支援センター(ファミリー・サポート・センターを含む) ②ドリーム学園(心身障害児通所訓練事業)の発達相談事業及び外来母子通園事業 ③教育委員会指導課所管の教育相談事業 ④教育委員会学務課所管の就学相談事業、就学奨励費事業 ⑤民間活力導入による乳幼児の一時預かり事業 ⑥子育てひろば事業と子育て支援啓発事業
○ □	平成 24 (2012) 年 4 月	組織改正により、子ども家庭支援センターは課に昇格。発達支援係を設置し、上記事業の②も担当することとなる。また、上記事業③と④をはじめ、特別支援教育関連の処務を一体的に取り扱う「特別支援教育課」を教育委員会事務局に新設。
◎ ○ □	12 月	同月 25 日、旧庁舎跡施設を改修した『子ども未来センター』の行政機能がスタート。オープンに合わせ、ファミリー・サポート・センターを含む子ども家庭支援センター、特別支援教育課、市民課(錦連絡所)が子ども未来センター内に移転。子ども総合相談受付を設置した。
◎ ○ □	平成 25 (2013) 年 3 月	子ども未来センターグランドオープン。周辺地域のにぎわい創出を目的とする「まんがばーく」を含むすべての機能がスタート。

※各居室の状況は、IKEA子ども募金による寄附物品の確認用レイアウトであり、実際の使用状態とは異なります。

子ども未来センター1階 子育て支援ゾーンのご案内



子育て／健康複合施設の設計概要

子育て／健康複合施設は、健康会館、ドリーム学園、子ども家庭支援センター、教育支援課の機能、及び子育て推進課の一部機能を有する施設です。令和7年度に供用開始できるよう現在設計を進めています。

子育て／健康複合施設 概要(基本計画時点)	
用途	庁舎（事務所）・児童福祉施設
階数	地上3階（一部地上1階）
附帯施設	駐車場 30台程度、駐輪場 100台程度
所在地	立川市錦町3丁目11番1号
面積	敷地面積 4,425.14㎡

<計画地周辺図>



子育て／健康複合施設に求められる6つの機能

(1) 発達支援機能・特別支援教育機能

「児童発達支援センター」として、発達相談や児童発達支援事業（ドリーム学園）などを実施します。

心身に障害のある幼児・児童・生徒の就学等に向けた相談を実施するとともに、小・中学校において、障害等により支援や配慮が必要な児童・生徒に対する事業や環境整備等を行います。また、子ども自身の悩みや保護者の不安、心配事についての相談を実施します。

(2) 子ども家庭総合相談機能・途切れのない支援機能

子どもショートステイ事業や育児支援ヘルパー事業、児童虐待への対応などを実施します。また、保護者の不安、心配ごと等についての相談を実施します。途切れのない安心した子育てを支えるために、妊娠期から切れ目のない支援を「子育て世代包括支援センター」などで子育て支援に関わる関係部署との連携を進めます。

(3) 家族支援機能・地域支援機能

子育てに関する講座などの子育て支援啓発事業やファミリー・サポート・センター事業、子育てひろば事業、障害児等の一時預かりなどを実施します。

(4) 健康維持・増進機能

各種健康診査や健康相談、健康教室、保健指導や予防接種などの各種保健サービスを実施します。

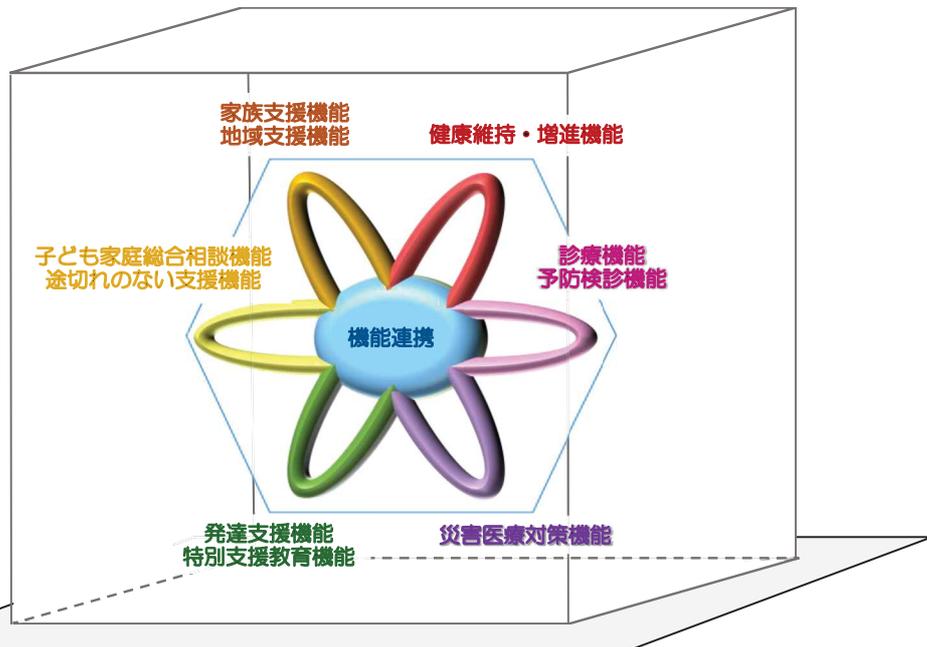
(5) 診療機能・予防検診機能

休日急患診療及び歯科休日応急診療を実施します。また、各種がん検診や成人の健康診査の各種保健サービスを実施します。

(6) 災害医療対策機能

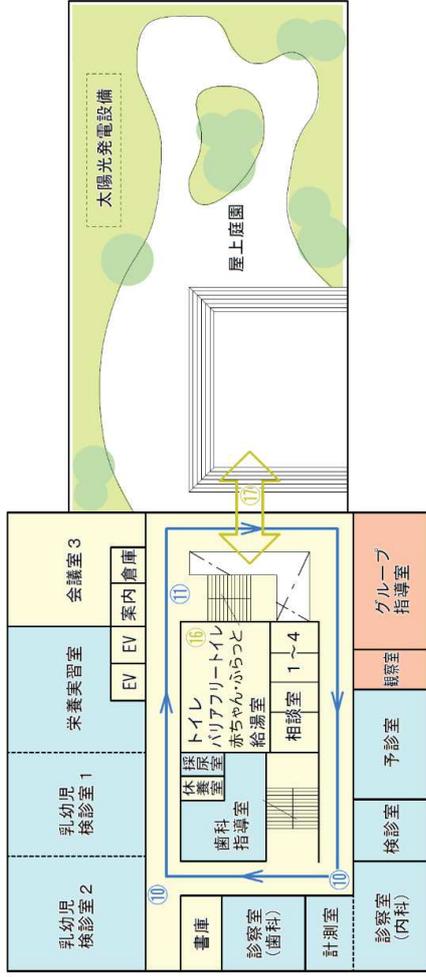
災害時の医療救護対策本部としての機能を整備します。

◎複合施設の機能連携イメージ

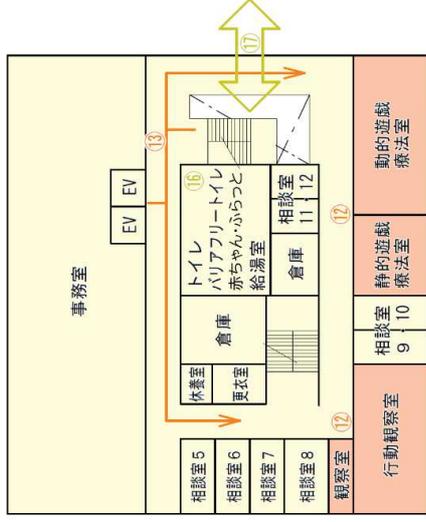


(2) 平面計画

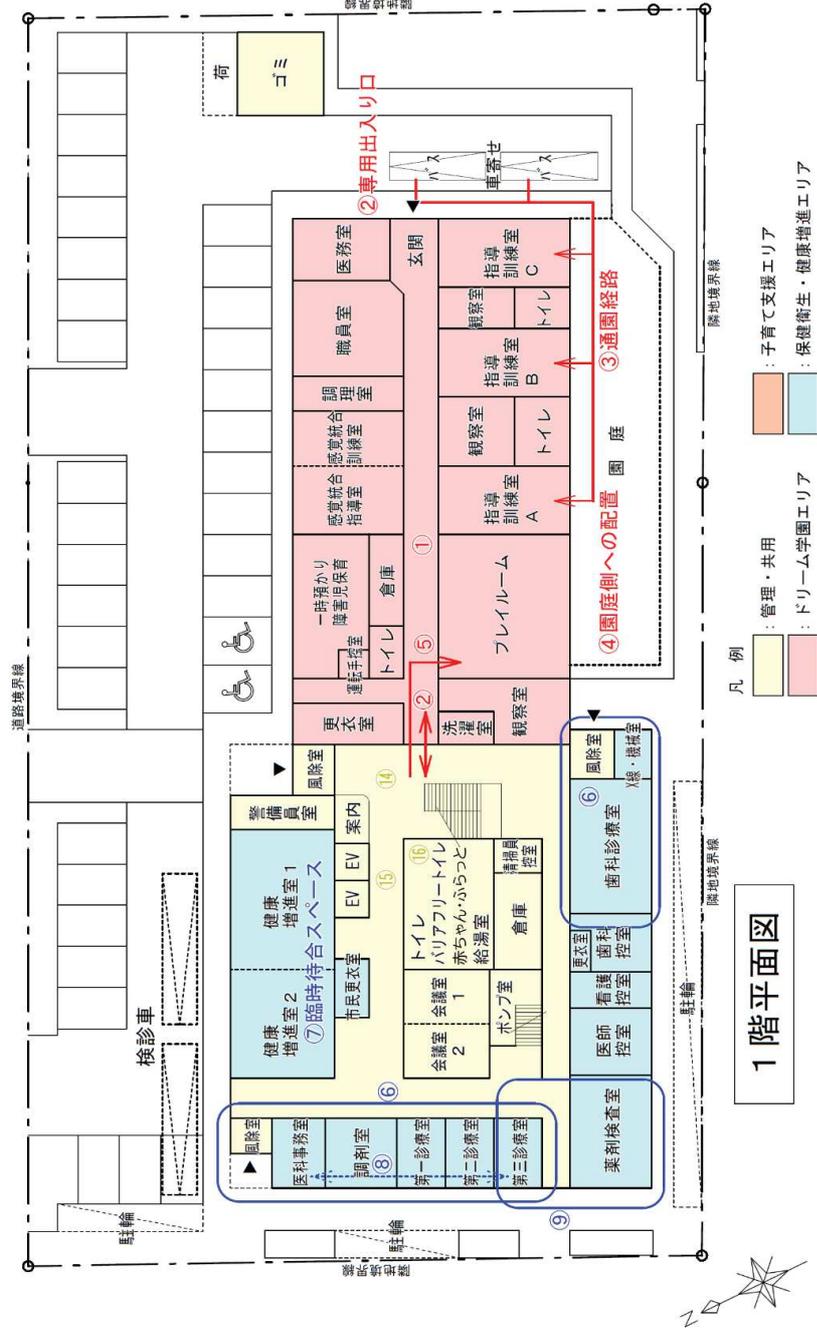
立川市子育て／健康複合施設（仮称）基本計画より抜粋



2階平面図



3階平面図



1階平面図

- 凡例
- : 管理・共用
 - : 子育て支援エリア
 - : ドローム学童エリア
 - : 保健衛生・健康増進エリア

令和4年度事業概要
子ども家庭支援センター・教育支援課
＜令和3年度事業報告＞

～本誌は、教育相談紀要「こぶしの花」からの通算では第54号です～

発行 令和4年10月

編集 立川市錦町3-2-26 子ども未来センター内
立川市子ども家庭部 子ども家庭支援センター
電話 042-528-6871
FAX 042-528-6875

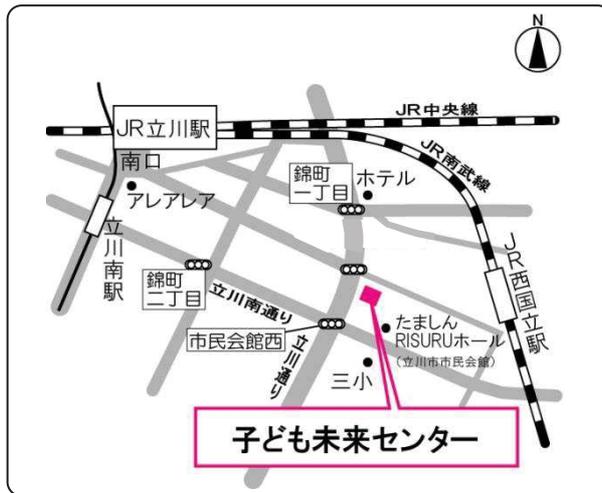
立川市教育委員会 教育部 教育支援課
電話 042-527-6171
FAX 042-528-6875

* 子ども未来センター

〒190-0022 立川市錦町3丁目2-26

受付 月～土曜日
午前9時～午後5時

休業日 日曜・祝日・年末年始



● 徒歩でお越しの場合

- 🚶 JR 中央線「立川駅」南口より約 13 分
- 🚶 JR 南武線「西国立駅」より約 7 分
- 🚶 多摩モノレール「立川南駅」より約 12 分

● 相談等でお車でお越しの場合

建物東側の暫定駐車場をご利用ください

▽ 東駐車場の入り方 ▽

